

再度の会長就任にあたって

日本司法書士会連合会

会長 なかむら
中村 くに
邦夫



本年六月の第六六回定時総会において会長に再選されました中村邦夫です。時代が激しく変化しているこの時期、司法書士は国民の身近にあつてな信頼される法律家として大きく脱皮することが求められています。そうした時に再度会長職という重責を負うこととなり、身の引き締まる思いであると同時に会員皆様のご支援を強くお願いするものであります。

このたびの改選によりすばらしい情熱と使命感を有する副会長・理事・監事が執行部に参加してくれました。私はこの諸君とともに山積する課題に全力を挙げて取り組んでまいりたいと存じます。本定時総会までに司法書士法が改正され、特別研修を経て認定を受けた司法書士に簡易裁判所における少額債権の執行代理権、簡易裁判所において自ら代

理した訴訟事件についての上訴の代理権、境界特定の代理権・相談権、さらに仲裁事件の代理権が新たに付与されました。国民の身近な法律家として実績を積み上げてきた私たち司法書士に寄せられた期待のあらわれであります。司法制度の改革は昨春秋をもつて一段落を見ました。今後はそこで示された方針・方策の具

司法制度の一翼を担うべく重い責任を有する司法書士として、いわゆる司法ネット構想やADR制度などの司法アクセス問題にも積極的な取り組みが求められています。司法書士に新しく付与された権限がこれらの分野における司法書士の活動を強力に支えるものであることはいうまでもないと存じます。日司連は司法制度改革の具体化の実践として司法ネット構想

の実現とADR制度への準備を今年度の重点事業と位置づけております。司法書士総合相談センターの設置などと関連させながら積極的にその推進を図っていく予定であります。

また価値観の多様化・社会の複雑化や経済情勢の不振などに伴って生ずる様々な社会問題に対して積極的な対応も求められています。多重債務者に対する法的な支援、悪徳商法やヤミ金融についての実態の把握と適切な対応、各種プロボノ活動の展開などです。

さらに司法書士や司法書士会が、その公共的使命や専門知識の国民への還元の点から行ってきた市民救済基金の充実、民事法律扶助事業への協力あるいは実践なども継続して進めなければならぬ事業と考えています。簡易裁判所における訴訟代理権の行使はこれまでのところ順

調になされております。しかし、司法書士の代理権行使に疑問が投げかけられている例もあり、日司連としては今後も注視をしていくとともに研修事業等より一層の充実強化を図り、会員各位の倫理・執務水準の向上に努める所存であります。

また、わが国における超高齢化社会への移行のスピードは世界の歴史においても類例を見ないといわれております。司法書士はすでに「社団法人成年後見センター・リーガルサポート」を設立して五年が経ち、その活動を進めているところでありますが、日司連としては今後成年後見制度の普及に努めるとともに、(助)成年後見センター・リーガルサポートとの協議を通じて成年後見制度について日司連のなしうることをいはいはしなればならないことを確定し、その実現を目指したいと存じます。

オンライン登記申請の実施に向けての改正不動産登記法が七年三月から施行されました。このオンライン登記申請は一世

紀を超えて登記の専門職能として存在し続けた司法書士の業務に大きな変容をもたらしました。資格者代理人による本人確認証明制度や登記原因証明情報の必

たらされる可能性があり、日司連としても情報の収集とともに対応策の検討に入っているとこの

不動産登記制度の基本的な目的は国民生活や経済活動の基盤である不動産の物理的状況及び権利関係を正確に公示することであり、したがって登記識別情報が導入されてもそれによって登記の真正確保にいさかの悪影響をもたらすものであつてはならないことはいままでもありません。不動産取引が適正に行われ、その結果が正しく登記に反映されてはじめて不動産取引の安全と真正が保たれます。今次法改正は私たち司法書士にとつて重要な意義を有するものでしたが、わが国の法制度において極めて重要な位置を占める不動産登記制度の運用が円滑になされ、かつ目的を十分に果たせるよう申請代理人の立場か

ら今後も積極的に主張・提言をしていかなければなりません。司法制度改革が一段落し、登記制度の大改革も終了しました。司法書士が専門能力を傾注すべき対象はその骨格ができあがったこととなります。これからはそこに魂を吹き込むときであり、その魂とは常に国民とともに、国民の立場にたつて行動する司法書士の精神であると存じます。諸改革の目的・趣旨を再確認しながら司法書士及び司法書士会の行動を考えてまいります。司法書士が国民にもっとも身近な法律家と言われるのは、全国津々浦々でその地域の皆様の期待に応えんとして職務を遂行しているからです。日司連の事業も各司法書士会あるいは各プロツク会の力を今まで以上に生かしながら進めるべきです。中央に人材と資金を集中して課題に対処する方式から地方と連携

し、あるいは地方に事業を委嘱して課題に対処する方式への転換を図るべきと考えます。激しい変革の時代が続いており、すべての資格制度が自らの将来の確固たる基盤を求めて必死の努力をしています。司法書士も自らを取り巻いているこの厳しい時代状況を的確に把握し、司法書士制度の使命を再認識しながら制度の将来を切り開いていかなければなりません。課題が山積しておりますが、執行部が一丸となり一歩ずつしっかりと足下を見据えて歩を進めたいと存じます。ご協力をお願いする次第です。

新発売

『月報司法書士』新専用ファイル



- *リングファイル式/ビニール製エメラルドグリーン
- *1冊 840円(税込) 注文は2冊単位で
- *旧商品 1冊 630円(税込) 注文は2冊単位で
- *送料実費(別途) *10冊以上ご注文の場合は送料サービス

月報が増頁になり、以前販売しましたバインダーでは一年分ファイル出来なくなりました。今回20m/m厚くしましたので一年分の本誌が綴り込めます。価格も据置きにしましたので、ぜひご利用ください。また、旧商品も若干在庫がありますので、同時に特価にて販売いたします。

■豊富な記載例でわかりやすく解説!!

登記原因証明情報の書き方と記載例60

全国青年司法書士協議会 著 A5判 2,100円(税込)

■民法改正!!

◎個人保証の責任軽減 ◎動産を担保とする登記制度の創設

新しい保証制度と動産・債権譲渡登記制度

弁護士 荒木新五 著 A5判 2,310円(税込)



Wordでつくる 司法書士事務所一本!!
~改正不動産登記法に完全対応~

不動産登記申請書916

書式テンプレート26 9,240円(税込)



Wordでつくる すぐに使える!!

個人情報保護規程・マニュアル集

書式テンプレート27 7,140円(税込)



日本法令®

- 書籍・CD-ROMは、「月報司法書士」購読の方には特別価格にてご提供いたします。ご注文の際は、「月報司法書士」をみた旨明記して頂くか、お申し出ください。
- 申込先 特販部 〒101-0032東京都千代田区若本町2-1-7

※ホームページ <http://www.horei.co.jp/>

TEL 03(3862)5463 FAX 03(3862)5045

消費者金融と個人情報保護法について

東京司法書士会

力丸 寛
りきまる ひろし

一・個人情報保護法の 全面施行

私たち司法書士が多重債務者の生活再建のために債務整理手続に取り組んでいく中で、もつとも頻繁に直面し頭を悩まされる事態は、貸金業者の取引履歴不開示に起因した債務者の残債務額又は有する不当利得返還請求権の確定ができないという事ではないかと思う。

本来取得する事ができない利

息制限法超過利息が、債務者の不知をよいことに、当然のように取得され続けている。現行法上いわゆるみなし弁済規定の存在により、厳格な要件充足のもとに無効な利息の支払いが有効な弁済とみなされる余地は残念ながら理論上はある（そもそも、債務者の認識なく、無効な利息の取得を許すこの規定の存在自体が疑問ではある）。しかしながら、取引履歴の不開示は、法定の要件充足のないまま、不開示により要件を充足した状態を作り出そうとするものと感じざるを得ず、そうであるならば脱法と同視してもよいと考える。そもそも、取引履歴は単なる履歴なのであるからこれを債務者より委任を受けた法律家に対して開示することにより、本来貸金業者にも債務者にとつても不利益が及ぶことは想定できないはずである。しかしながら、これを頑なに拒む貸金業者の存在が多重債務者の生活再建の妨げになってきたのである。一方で貸金業者はこれまで度々顧客

の個人情報を流失させる事故も引き起こしてきた。

このような状況の中、平成一七年四月一日に個人情報保護法の第四章個人情報取扱事業者の義務を含め同法が全面施行された。貸金業者の同法に対する関心は並々ならぬものがあり、施行後ほどなく都内の弁護士により行われた同法の解説講演会には多数の貸金業者が詰めかけた。講師を務めた弁護士と貸金業者の危機感の焦点は、第一に取引履歴の開示請求に法的根拠が与

えられたこと、第二に情報流失により損害賠償を受けるおそれが大きくなったことであった。

私たち法律の実務家としても、新たに施行された法律は最大限活用し、依頼者の生活再建の一助にしていかなばならない責務がある。以下取引履歴の開示請求に焦点を置いて記述する。なお、最高裁判所において取引履歴の開示義務について近く判決があり、肯定的な判断がある可能性が高いが、開示請求に法的根拠を与えるものとして仮に判決があつた以後においても、この法律の債務整理実務における意義は依然として大きいことに変わりはないと考える。

二. 取引履歴の開示請求の可否

債務整理の実務において、個人情報保護法の焦点は法二五条

の「保有個人データ」の開示請求にある。法二五条には、「保有個人データ」の開示請求を受けた場合、遅滞なくこれに応じることが個人情報取扱事業者の法的な義務であることが明記されている。そうであるならば、依頼者と貸金業者の取引履歴が「保有個人データ」に該当するか否かが、個人情報保護法が取引履歴の開示請求に有効な手段足りえるかの分かれ目になる。

結論から言えば、取引履歴は「保有個人データ」に該当し、開示請求の対象となる。また、限定列挙された法二五条一項一号乃至三号のいずれかの不開示事由に該当しないかぎり開示されるべきなのである。

それでは、個別・詳細に検討する。まず、個人情報保護法上の「個人情報」「個人情報データベース等」「保有個人データ」「個人情報取扱事業者」の

各定義である。個人情報保護法上の「個人情報」とは、「生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）」（法二条一項）と規定されている。

したがって、法人の情報や死者の情報是对象から除外されている。生存する者の情報に限定されていることは、開示請求、利用停止、訂正等は生存している者からの権利行使によるからとされている。また、個人と関連づけられるすべての情報であり、性質等で何らかの限定が加えられていないわけではないために、大変に広い概念となっている。

次に「個人情報データベース等」（法二条二項）とは、特定個人を識別できるデータの総体であり、コンピューターによる管理に限られず、施行令一条に規定されるとおり、容易に検索されるかぎり紙ベース、マイクロフィルムでも該当することが多いと考えられる。「個人データ」とは「個人情報データベース等を構成する個人情報」（法二条四項）で、「保有個人データ」とは、「個人データ」のうち「個人情報取扱事業者が開示内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への利用の停止を行うことのできる権限を有する」（法二条五項）ものである。

そして、「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベースを事業の用に供している者がいい、識別される個人の合計が過去六カ月のいずれの日においても五〇〇〇を超えない事業者は除かれる（法二条三項、施行

令二条)。

上記の定義を具体的に債務整理の実務においてあてはめていくと、各貸金業者が個人情報取扱事業者に該当するか否かは、一般的に言えないにしても、大手業者に関しては例外なく該当するといつて差し支えない。取引履歴は貸金業規制法一九条、商法三六条により各債務者ごとに作成し帳簿閉鎖から少なくとも三年又は一〇年保管しておくなくてはならないため、貸金業者の有する取引履歴が法律上の義務として、検索可能であり特定個人を識別可能であることが帳簿保管義務から論理的帰結として導かれる。また本稿を読まれている司法書士も事実上、債権者に電話をかけ債務者の名前を告げた上、貸金業者の担当者より会員番号、生年月日どちらかを尋ねられこれに答えると特定個人の情報がコンピューター

で検索され具体的な話に入るということを、日々の実務の中で経験されているであろうから、このことによっても個人情報データベース等に該当することに問題はない。さらに、それぞれの取引履歴は各業者が開示、訂正等の権限を有することも異論はないであろうから、取引履歴は「保有個人データ」に該当するのである。したがって、取引履歴の開示に関し、個人情報保護法二五条が法的根拠となるのであり、これを拒むことは法的義務に違反することになるのである。

三．開示請求の基礎

それでは、開示請求の基礎にどのような考え方があるのか。個人情報保護法の成立の背景に、コンピューターによる個人情報処理の進展とこれに伴うプ

ライバシー侵害への不安がある。元来「プライバシー権」とは一人で放っておいてもらう権利といわれてきたが、今日では、より積極的に自己に関する情報をいかなる形でどのように外部に

表示するかをコントロールする権利、つまり「自己情報コントロール権」と考える学説も現れており、自己情報をコントロールする前提として開示請求を位置づける考え方もできるのである。

しかしながら、個人情報保護法は真正面から自己情報コントロール権を認めるには至っていないと考えられる。開示、利用停止に関し法律上一定の制限があることや、個人情報保護法の個人情報の概念が広すぎて、規制の対象が広すぎるとされること、法制定の過程で議論されたが明記されなかったことがこの根拠として考えられる。そもそも

も「自己情報コントロール権」という権利が今日未だ明確ではないことによる。

しかし、実質的に自己情報コントロール権のほとんどが認められているとも考えることができる。世界各国で、日本と同様に個人情報保護法が制定されているが、その契機となったものとして、一九八〇年OECDの「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関する理事会勧告」がある。この中にはいわゆるOECD八原則が規定されており、この八原則に対応する条文が法第四章にそれぞれ規定されている (<http://www.kantei.go.jp/jp/it/privacy/houseika/hourituuan/pdfs/03.pdf> 参照)。この「個人参加の原則」に対応するものが開示請求、訂正、利用停止等の手続きである。自己情報コントロール権の考え方の基盤

が自己の情報に必要な範囲で開与できることにあるのであれば、実質的に自己情報コントロール権の考え方が法律上制度化されているといっても過言ではないように思う。自己情報コントロール権自体はともかく、少なくとも「個人参加の原則」は法の基礎にあるわけであるから、情報主体たる本人からの開示請求を貸金業者側の恣意的な判断で拒絶することは法の趣旨に反することになるのである。

四. 不開示事由及び

開示の手続きについて

開示が法的義務と明記されたが、一定の場合開示を拒むことができる不開示事由が設けられている。注意しなければならないことは、まず不開示事由は類似列挙ではなく限定列挙であることである。

すなわち、法二五条一号「本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合」、二号「当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合」、三号「他の法令に違反することとなる場合」しか不開示の理由とできないのである。

一号、三号に取引履歴の開示が該当することは考えにくい。問題は二号であるが、まず指摘しておきたいのは、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」(以下、「金融庁ガイドライン」という)一五条では「及ぼすおそれがある場合」ではなく「及ぼす場合」と規定されていることである。業者の恣意的な判断を抑制する趣旨と解される。また、金融庁ガイドライン一五条に開示すべき個人保有データの量が多いこと

をもって開示拒否の理由とすることができないことを明示している。

さらに、平成十二年一月一日の個人情報保護法法制化専門委員会による「個人情報保護基本法制に関する大綱」(<http://www.kantei.go.jp/jp/it/pri/vacy/houseika/taikouan/1011taikou.html>参照)から法制定過程で不開示事由が類似列挙から限定列挙に改められたこと、「個人情報取扱事業者の正当な利益を害するおそれ」が削除されたこと、「支障」が「著しい支障」に変更されたことは二号を判断する上で考慮されなければならない。

なお、開示が為されない場合、貸金業者はその判断の根拠及び根拠となる事実を示して理由を説明しなくてはならない(法二八条、金融庁ガイドライン一八条)。

理論的には、貸金業者が保有する取引履歴の開示を拒むことは、ほとんどできないと解されるが、事実上多くの業者が開示義務違反を平然と行っている。次に、開示等の手続きに関して、法律の制度上概観すると、次のとおりである。個人情報取扱事業者は開示等の求めに応じる手続きを定めることができる(法二九条、施行令七条)。また、開示の措置に対し手数料を徴収することができる。個人情報保護法二五条の開示請求は代理人でも行うことができ、また代理人として本人の委任があれば弁護士に資格を限定しているわけではない(法二九条三項、施行令八条)。

ここで、依頼者より委任を受けた司法書士として開示の請求をした場合の注意すべき点を、実際に開示請求を行ってみたい点からいくつか指摘してみたい

と思う。

まず、これまでの金融庁事務ガイドラインの開示請求時と特に差異を設けていない貸金業者も多い一方、複雑な手続きを定めている貸金業者も現れてきていることである。大量の請求を処理するために統一した様式を設定することは直ちに不当であるとはいえない。しかし、権限の確認のために、本人、代理人の個人情報が多く記載された文書の提出を求めることには慎重に対処しなくてはならない。漫然と求められたまま文書を提出するのでは、個人情報取扱事業者に該当するか否かに関わらず「法律家」たる司法書士として、適当な判断ではないと考える。開示請求者の権限の正当性が判断できるものであればよいのであるから、個人情報を私たちが外部に表示するのは、本人の同意がありかつ必要な範囲に

限られるべきである。必要のない部分は黒塗りした写しを提出すること、印鑑証明書は原本ではなく写しを提出するなどの配慮が必要であろう（なお、社団法人全国貸金業協会連合会による「個人情報の保護に関する自主ガイドライン」（以下、「自主ガイドライン」という）の8―5の解説には代理権の確認は

「委任状によることとし、印鑑証明書に基づく印影の照合などを行うことが望ましい」と記載されているため、実印による委任状の押印及び印鑑証明書の提出を求める業者は多いと思われる）。

そして、これでは開示に応じないというのであれば、その根拠の説明を求め、最終的には行政処分等により解決していくしかない。弁護士会の中では貸金業者の手続きの複雑化に対し、これを拒む動きがあるようであ

る。次に、手数料に関しては、徴収しない貸金業者がほとんどであるが一五〇〇円もの手数料を要求する業者も現れている。手数料は実費を勘案して合理的範囲に限られる（法三〇条二項、金融庁ガイドライン二〇条）とし、従来費用負担を要求することなく応じてきた貸金業者が、保有個人データの開示請求に関しては、このような手数料を徴収することに不合理を感じざるを得ない。これに対しても漫然と応じることなく、実費に対応した減額を働きかけ、応じない場合行政処分等では正を図るしかないと考える。

五. 不開示に対する対応

それでは、個人情報保護法上において実務に携わる法律家として不開示対応の業者に対して、

どのような対処ができるかを見ておきたい（なお、開示請求権に具体的権利性があるか否かはさておき、個別に民法の不法行為の要件を充足した場合、依頼者と貸金業者間の契約の義務違反に該当した場合に損害賠償の請求ができることは当然である）。

個人情報取扱事業者と個人情報で識別される本人との間の問題は基本的に当事者間で解決されることを基本にしている。また、個人情報取扱事業者の義務違反に対し直ちに罰則が適用されるのではなく、報告義務違反、命令違反に対しての罰則であり間接的に処罰される形式を採用している。なお、取引履歴不開示は不当利得返還請求を妨げる違法な財産権侵害と捉えることもできるために、以下に記述する手続きで是正を求める一方、このような不当な取扱いに

関し法六条三項に基づき個別法の整備を求めていくこと（より厳格な規律を求める等）も必要であると考える。

当方は貸金業者の義務違反に對しては、行政の監督権の発動をもってその是正を図ることになろう。

法律上主務大臣による監督が規定されているが、具体的には貸金業者の営業が一道道府県の場合は各都道府県、複数の都道府県に該当する場合は財務局が監督官庁にあたる。

まず、開示請求者側のとりうる手段は法三一条の当該貸金業者自身に対する苦情の申出である。ただ、会社の方針として開示拒否の方針をとっていることが多いであろうから、苦情により対応が改善されることはまれであろう。

次に認定個人情報保護団体への苦情の申出（法四二条）であ

るが、現在のところ、全国貸金業者協会連合会が認定を受けるべく準備しているようであるが、認定を受けるに至っていないようであり、この手続きはとれないことになる。

そこで、主務大臣の監督権の発動を促し、最終的に罰則による是正を目指すことになる。

法は基本的に当事者間の自主的な解決を重視しており、主務大臣の関与も報告の徴収（法三二条）、助言（法三三条）という関与の度合いの弱いもののみがまず予定されている。いずれも、四章一節の個人情報取扱事業者の義務履行に必要な限度に限られている。報告徴収は行政処分にあたるが、助言は行政指導と解され、報告をしないことや虚偽報告に対しては、三〇万円以下の罰金（法五七条）に処せられる。

主務大臣は、報告徴収、助言

によっても当該個人情報取扱事業者の対応に改善が見られない場合一六条、一七条、一八条、二〇条、二一条、二二条、二三

条、二四條、二五條、二六條、二七條、三〇條二項違反に對しては必要な措置をとるべき勧告をすることができ、業者が勧告に従わず、個人の重大な権利

利益の侵害が切迫していることを要件として措置をとるべき命令に移行する（法三四條二項）。

また、一六條、一七條、二〇條、二一條、二二條、二三條一項違反で個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要がある場合には勧告なしに命令ができるが、二五條はこの対象となっていない（法三四條三項）。

したがって、取引履歴の不開示に對しては報告の徴収、助言、これに従わない時に勧告、これにも従わないときに命令を申立

て、この違反を持って罰則の適用を求めることになると思われる。なお、罰則に關しては兩罰規定となっている。

六．具体的な貸金業者の対応

最後に、取引履歴の開示を拒む業者の実際の具体的な対応とこれに對する筆者個人の見解を述べたい。

①過払い目的の開示請求なら個人情報保護法の趣旨に反するので開示できない。

法二九條の開示の手續きの用に紙に開示の目的を記載させる貸金業者もあるが、開示の目的の記載は不要であるし、記載するにしても取引履歴確認のためぐらしいの記載でよいと考える。金融庁のガイドラインに関する意見照会 (<http://www.fsa.go.jp/news/news/16/F-20041228>)

4.pdf参照)の中でも目的を聴取して制限的に開示することが可能な質問に対し、金融庁は「法律第二五条においては、開示の目的による開示請求の制限は設けられていません」と明確に回答している。この回答のとおり、不開示事由は法二五条一項一号乃至三号に限られ、これ以外の事由を根拠として拒むことはできない。そもそも、個人情報保護法の開示請求の制度の基礎には、OECD八原則の「個人参加の原則」がある。自分のいかなる情報を相手方が所持しているかを知ることが、利用の停止や訂正の前段階として不可欠である。したがって、開示をしないことこそが個人情報保護法の趣旨に反するのである。

②取引履歴は廃棄してしまった。貸金業規制法一九条、商法三六条違反に該当することが多い。また、「貸金業者は貸金業法四

三条一項のみなし弁済の適用を受けたのであれば、その要件の立証のために業務帳簿を保管すべきである」(札幌簡裁平成一〇年二月四日決定)という裁判所の判断もある。開示請求に対し、帳簿の廃棄で対応するのであれば、貸金業規制法一九条違反は同法三六条一項一号に該当し、業務停止の対象になるし、全国で組織的に行う事実があれば、同法三七条一項六号に該当するため当該貸金業者の登録は取消されるべきであろう。一方、個人情報保護法を逆手にとつて、全取引の開示を拒むこともあると考えられる。OECD八原則の中に「データ内容の原則」というものがあり、法一九条「個人データを正確かつ最新の内容に保つように努めなければならぬ」、金融庁ガイドライン九条「事業者は、(中略)個人データの保存期間につ

いては、契約終了後一定期間内とする等、保有する個人データの利用目的に応じ保存期間を定め、当該期間を経過した個人データを消去することとする。ただし、法令等に基づく保存期間の定めがある場合には、この限りではない」という形で具体化されている(なお、自主ガイドライン5-1(2)にも同様の規定がある)。

したがって、実質的には一連の取引ではあるが、何度か終了した取引がある場合、貸金業者の「個人の信用情報は時の経過により変化するので、貸金業規制法、商法の保存期間も超えている場合には廃棄することが正当である」との主張に根拠を与えることにもなりかねない。しかしながら、先に記述したとおり、履歴を廃棄することによりのみなし弁済立証と同様の効果を安易に得させては、法秩序

の維持も保てないのではないかとと思う。私たち法律家としては、取引履歴廃棄の「主張」に厳しく対処していくべきと考ええる。

③取引履歴は個人情報ではない。取引履歴は単なる数字の羅列にすぎず、特定個人の識別ができないから個人情報に該当せず、開示の対象ではないという主張である。そもそも、そういうのであれば貸金業規制法一九条は遵守されているのか疑問である。また、個人情報保護法の用語の定義から見ても開示の対象である「保有個人データ」に該当することに疑いはない。事実上、会員番号のみ、氏名と生年月日を貸金業者の担当者に告げると特定個人をコンピューター上識別し対応しているのです、業者としても否定しにくいのではないかと考える。

④取引が終了したために容易に識別できない状態にした。

これも、貸金業規制法一九条、商法三六条違反である。③と同様に個人情報保護法上の用語の定義上のいずれかの要件をはずそうと試みる主張である。取引履歴の開示ができないという営業方法がすでに、市場に存立を許すべき存在でないことを証明しているように感じる。

⑤応じられるところまでは開示するが、後は訴訟で対応したい。

明白な法律違反である。法律の解釈論に持ち込もうとする意図があると考えられるが法二五条の不開示事由は厳格に解釈されるべきものであり、貸金業者の恣意的な判断によるべきではない事は既述したとおりである。

⑥住所、氏名、生年月日、電話番号等のみを開示する。

依頼者と当該貸金業者との取引開始当初からの取引履歴の開示を求めているにもかかわらず、

氏名等のみを送りつけ開示の完了を主張する業者がいる。その意図するところは全く理解しがたい。日本の法秩序に対する挑戦ではないかとすら、感じざるを得ない。

七．最後に

以上、個人情報保護法と貸金業者に関し、特に法二五条に焦点をあて記述した。この他にも、

個人情報取得に関する問題、利用に関する問題等貸金業者の取り扱う個人情報一度不適切に扱われてしまうと個人に重大な権利侵害が及ぶ事案が多いことに異論はないであろう。その厳正な取扱いが期待されるところであるが、現実にはこれを望むべくもない状態が散見される。特に、不当利得を返還請求するという場面に関わることが多い取引履歴の不開示には、この問

題点が浮き彫りになっている感がある。

かつての債務者からの不当利得返還請求に不当利得の確保という正当とは言いがたい目的で取引履歴の不開示で応じるのであれば、その姿勢には強い疑問を感じる。みなし弁済を主張するのであれば、主張し立証すればよいのである。取引履歴の不開示はみなし弁済の成立以前の問題である。

現在、多くの貸金業者が様々な手法で取引履歴の不開示を図っている。法的義務の明記されたものに公然と違反するのであれば、もはや社会のルールを遵守できない存在である事を宣言するようなものである。そうであるならば、市場からの撤退を求めざるを得ないのではないだろうか。

私たち司法書士は法律家として、国民の権利の保護に寄与し

ていかねばならない強い責務がある。新しい法律を実務の中でいかに使いこなし、その解釈、運用を定着させていくための不断の努力、ひいてはより進んだ制度の創造に意見を持ち働きかけていく事を忘れずに職務に取り組み、多重債務に陥った方々の生活再建を支援していくことが今私たちに求められている。

(二〇〇五年七月二日脱稿)

個人情報保護法 Q & A

日本司法書士会連合会

個人情報保護対策部

個人情報保護法の目的は。

Q 1

「個人の権利利益を保護すること」を究極的な目的としています(個人情報保護法(以下、「法」という)第一条参照)。

「個人の人格尊重」の基本理念(法第三条参照)が明記されています。法検討の過程で議論された、「自己情報のコントロール権」は、確立された権利でないことから、採用されず、より広い「人格尊重」が理念とされました。

A 1

個人情報とは何をさしますか。

Q 2

生存する個人に関する情報であつて当該情報に含まれる氏名・生年月日その他の記述などにより、特定の個人を識別できるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む)と規定されており、(法第二条参照)、かなり広い方法で個人を識別されれば、個人情報となります。

A 2

死者に関する情報は、この法律の対象にはなりません。生存する個人と関係する情報となった場合は、対象になります。

どのような個人情報に法律の規制対象としていますか。

Q 3

個人を識別できる情報を「個人データ」といいます。このうち、法律の規制対象となる「保有個人データ」は六月を超える期間保有するものであり(施行令第四条)、その存否が明らかになることにより、公益などが害されるものとして政令(施行令第三条)で定めるものを除いています。

A 3

「個人情報データベース等」とは、保有個人データを検索可能としたものを言います。この場合、事件簿などで検索することも含まれますので、司法書士の持つ個人情報ほとんどが「個人情報データベース等」になると考えられます。

Q 4

どのようなものが規制の対象となりますか。

A 4 まず「事業の用」に供するものであること。個人的に使う友人、親戚などを記載したアドレス帳などは対象となりません。

過去六カ月以内のいずれの日にも五〇〇〇を超える特定の個人情報を持っていることが要件になります。ただし、「法務省が所管する事業を行う事業者等が取り扱う個人情報の保護に関するガイドライン」については、五〇〇〇以下の個人情報の保持者でも対象となります。このガイドライン違反が品位保持義務(司法書士法第二条)違反に該当する場合には、法務局長又は地方法務局長による懲戒処分(司法書士法第四七条)又は司法書士会による注意勧告処分(司法書士法第六一条)がされることもあります。また、このガイドラインの遵守状況が、適正な業務遂行がされていたか否かの判断における考察要素となることも考えられます。

Q 5 情報の数の算定で留意することはありますか。

A 5 司法書士の場合に、個人情報の数をどのように考えるかが問題です。例えば、事件簿に記載された事件数ではなく、当事者の数だけでもなく、事件簿をもとに検索可能な(原則として個人情報に何らかの形で辿りつける)戸籍・住民票・関係者目録・相続関係図等に表示されるすべての個人の情報を、それぞれを累積してカウントすることが原則ですので、ひとつの事件を数百の個人情報として扱う必要がある場合がありますのでご注意ください。

Q 6 事業の用に供せられるものとして注意する点はありますか。

A 6 司法書士等の場合でも、顧客・従業員・納入業者等のデータも事業に供するものとして扱われます。

Q 7 事業の用に供していないとされるものは他にありませんか。

A 7 電話帳・カーナビなどを編集又は加工することなく利用する場合は、事業に供している場合でも対象とはなりません(施行令第二条括弧書き)。

Q 8 個人情報保護と守秘義務はどのように違いますか。

A 8 原則として、検索可能な個人情報のみが個人情報保護法上の保護客体です。一方、司法書士の業務上の守秘義務は、検索性の有無を問わず(個人情報だけに留まらず)あらゆる情報が対象になります。が、秘密性のない情報は対象となりません。

Q 9 利用目的は限定されていますか。

A 9 基本的に、取得した個人情報は当初の目的の範囲内の使用に限定されます。過去に持っていた個人情報を顧客などの話題に加える

ことは避けてください。

Q 10 申請などにあたって個人情報の提供はどのように考えればよいのですか。

A 10 登記簿の記載及び登記所に備えられている申請書類は、個別法により、個人情報保護法の適用除外になっています。ただし、申請にあたっては個人情報保護に留意する必要があります。

Q 11 登記申請の際、戸籍などの添付はどのようなのですか。

A 11 登記申請書の添付書面に個人情報保護の対象となる文書が含まれる場合に、該当文書を登記申請書に添付することについては、黙示の同意があると推定されるので、登記の申請に戸籍謄本等を添付することについて、個別の同意は不要であると解されます。

しかしながら、登記申請書に添付する書面の原本の還付を受けるべきか否か等については、司法書士の判断や助言によるところが多く、その助言には個人情報保護の観点からの配慮も必要となります。なお、添付書面に含まれている情報中、登記の申請と直接関係のないものでありながら、添付書面として登記所に保管されることよって、閲覧の対象とされるのが個人情報保護の観点から相当ではないと思われるもの（遺産分割協議書に記載された預金口座名及び預金額等）については、原本還付の手続においてその部分をマスキング処理しておくとか、その部分を除いた抄本を作成して提出する等の措置が考えられます。これらが登記に必要な部分か否かについ

ては、個別的に判断せざるを得ず、登記に必要な部分（遺産分割協議書に記載された当該登記申請にかかる不動産の表示等）については上記のような措置をとることはできません。

契約書についても登記に使用することについては黙示の同意があることが推定されるため、個別の同意が不要と考えられます。

Q 12 個人情報のセキュリティ管理についてはどのように対応すればよいのですか。

A 12 個人情報の安全管理については、次のような対応を行い、漏えいしないように対応することが必要です。
〈人的対応〉

- ・ 司法書士・従業者の責任と権限を明確にする。
- ・ 従業者に対する教育・訓練を行う。
- ・ 安全管理に関するマニュアルを整理して運用する。
- ・ 従業者に対する個人情報の非開示契約を行う。

〈物理的対応〉

- ・ 個人データを扱う部屋への入退室の管理をすること。
- ・ 盗難防止措置を講ずること。
- ・ データの持ち出し制限（コピーの制限等）を行うこと。
- ・ 破棄にあたっては、データを読み取れないものにする事。
- ・ （紙データは少なくともシュレッダーにかけること）
- ・ （電子的メディアについては物理的に使えないものにする事等）
- ・ （PCについては、記憶装置を物理的に使えないものにする事等）

〈技術的対応〉

- ・ 個人データ利用者を制限するためのパスワードの付与・生体認証

システムの採用など情報システムへのアクセス制限を行うこと。
 ・アクセス履歴の記録をとること等の措置を講じること。

Q 13

全員加入司法書士業務賠償責任保険で個人情報の漏えいは補償されますか。

A 13

原則として、司法書士業務を遂行するに当たっての第三者への損害賠償は、全員加入司法書士業務賠償責任保険でカバーされます。しかし、司法書士等自身の信用毀損を防ぐために支出する費用等は補償の対象外です。

Q 14

プライバシーポリシーは必要ですか。

A 14

社会や依頼者に対する信頼を確保する面から積極的に公開することが望まれます。

特に、相談・来所の事実等についても留意することを表明するなど、利用者が安心して相談・依頼できるように分かりやすくすることも大切です。プライバシーの観点からは、依頼者自身の家族に対しても慎重に扱うよう配慮する必要があります。厚生労働省の指針では、医者が病状を家族に話す場合には、本人に話すことが難しい場合など限定的にするように求められています。自己の情報に対する意識は法律の施行により、飛躍的に高まっており、今までどおりの意識で対応すれば、信用失墜に繋がりがかねない問題であります。

Q 15

本人からの求めによる開示請求を拒否できる場合がありますか。

A 15

①本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利義務を害するおそれがある場合。
 ②個人情報保護取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれのある場合。
 ③他の法令に違反する場合。

司法書士法の守秘義務・第三者の財産その他の権利義務を害するおそれ・適正な業務実施に著しい支障のあることなどを理由に拒否できる場合があります。

Q 16

法の適用除外の分野はありますか。

A 16

報道・著述・学術研究・宗教・政治に関する分野は適用除外となっています。ただし、個人情報の重要性よりこれらの分野の活動が優先するというのではなく、主務大臣からの独立性を確保する面から適用除外とされています。例えば、司法書士が著述する場合にも、個人情報には十分留意する必要があります。

Q 17

個人情報保護法による罰則は。

A 17

個人情報取扱事業者が主務大臣の命令に違反した場合は、六カ月以下の懲役又は三〇万円以下の罰金（法第五六条）、個人情報取扱事業者又は認定個人情報保護団体が、主務大臣による報告の徴収に対して報告せず、又は虚偽の報告をした場合に三〇万円以下の罰金（法第五七条）となります。

ガイドラインの違反については、このガイドラインのみを根拠と

しての主務大臣の罰則はありません。

Q 18

日司連は個人情報保護保険に加入していますか。

A 18

加入しています。加入者は、日司連。被保険者は、日司連及び各司法書士会です。

Q 19

その補償内容はどのようなものですか。

A 19

以下、補償内容の概要です。
補償範囲（日司連及び司法書士会について）

①法律上の損害賠償金及び弁護士費用等の争訟費用

偶然な事由により個人情報情報を漏えいしたこと、またはそのおそれがあることに起因して、被保険者に対して保険期間中に日本国内において損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害についててん補される。また、弁護士着手金、成功報酬についても、てん補される。

②ブランドプロテクト費用

ブランド価値の毀損を防止・縮減するための措置に要する費用。具体的には、謝罪広告等の費用・見舞品費用・クレーム対応費用・コンサルティング費用である。

特徴

①てん補されるもの

使用人員等の犯罪行為に起因する損害賠償請求、紙データの漏えい、委託先での漏えい、弁護士費用等の争訟費用、漏えいの「お

それ」も対象とする

②てん補されないもの

契約始期日以前の漏えい、廃棄された媒体等から生じた漏えいてん補限度額

損害賠償に関する補償は3億円、ブランドプロテクト費用補償は三〇〇〇万円

免責金額……損害賠償に関する補償とブランドプロテクト費用補償合算で二〇万円。

縮めてん補割合……ブランドプロテクト費用補償のみ九〇%（ブランドプロテクト費用補償については、免責金額の他に一〇%の負担をお願いすることになる）。

平成17年 消費者被害救済実務セミナー開催のお知らせ

平成一六年における全国の破産申立件数は、過去最高を更新した平成一五年より三万件ほど減少したものの二二万件を超えており、依然として高水準のままであります。

また、本年の申立件数は、昨年同様、前年同月比で一割程度の減少で推移しており、景気回復の効果が出ています。

しかし、この減少は景気の回復による一時的な収入の増加により、金融業者への返済ができたためであり、破産予備軍である多重債務者が減少したことによるとは到底考えられません。それは、大手都市銀行による

消費者金融のグループ化や自動車会社、鉄道会社、大手スーパー、百貨店などが発行する提携

カードの会員獲得競争等により、容易にクレジットカードを入手でき、安易にクレジットカードが利用できること、さらにはATMや自動契約機の普及により、簡単にキャッシングができる環境が

拡大していること、などから多重債務者、多重債務者予備軍の数がじわじわと増加を続けていると考えられるからです。今後、景気の後退や増税、物

価の上昇等により収入の実質的な低下があれば、金融業者への返済が滞る者も多くなり、再び、

破産申立件数が増加に転じることは十分に考えられます。また、高齢社会、団塊の世代

が定年退職の時期を迎えることから、退職金や多額の預貯金などを持つ熟高齢世代をターゲットとした利殖商法、点検(リフォーム)商法、催眠商法などの悪

徳商法の増加が見受けられます。このような状況の中、市民から法律専門家に対し、消費者問題に関する相談や解決及び消費者教育の実施が求められ、期待されています。

そこで、法律専門家である司法書士は、市民からの負託に応え得るよう、これらの問題に対

する理解を深め、市民に良質な法的サービスを提供できる態勢を早急に確立する必要があります。

市民の期待に応えるべく「司法書士クレサラシンポジウム」

の内容を充実、拡大してきた結果、取り組む内容が消費者問題全般となったことから、今年から名称を改め、「消費者被害救済実務セミナー」として装いを新たに開催することにいたしました。

現在予定しているセミナーの内容は以下のとおりです。ぜひとも多数の方にご参加いただき、本セミナーへの参加を

契機に消費者問題に積極的に取り組み組んでいただきたいと考えております。

参加を希望される方は、下記の実施要領をお読みいただき、早めに所属の司法書士会にお申込みくださるようお願いいたします。

セミナーの目的及び内容

依然として自己破産申立件数が二二万件を超えている現状を踏まえ、多重債務者に対する早期相談、早期解決、再起を促すこと及び悪徳商法被害者（特に高齢者）からの相談、被害の法的な回復を目指し、これらの問題に積極に関与し、司法書士に対する市民の信頼を揺るぎないものにするを目的とする。さらには、多重債務に陥らない悪徳商法にだまされないようにするための消費教育への取り組みについても検討をする。

今年のセミナーにおいては、

昨年のアンケート結果を踏まえ、分科会を四部制とし、受講できる分科会を増やすとともに、習熟度別講義とした。

さらに、開会前に初学者向けの講座を設けた。

【第1日】一〇月二二日(土)

■基調講演「消費者法」

講師 坂東 俊矢(京都産業大学法務研究科教授)

■初学者向講座

「クレサラ入門」

講師 宮里 徳男(沖繩)

■第1分科会

(1)破産手続入門編

講師 芝 豊(静岡)

(2)クレサラ入門I

講師 田中 祐介(大阪)

(3)利息計算の手法

講師 外山 敦之(新潟)

(4)ヤミ金融被害への対処法

講師 小澤 吉徳(静岡)

(5)消費者法概論

講師 中里 功(静岡)

(6)消費者教育I(消費生活論)

講師 柏木 信一(広島修道大学助教)

竹村 秀博(広島)

■第2分科会

(7)不当利得返還請求訴訟

講師 水谷 英二(愛知)

江里 二郎(愛知)

(8)クレサラ入門II

講師 田中 祐介(大阪)

古橋 清二(静岡)

(9)少額管財

講師 野口 雅人(東京)

黒澤 賢一(東京)

(10)個人民事再生のいくつかの論点

講師 小澤 吉徳(静岡)

下田代博之(静岡)

増田 真也(静岡)

(11)消費者契約法入門編

講師 小口 一成(長野)

大島 徹也(富山)

(12)保証債務

講師 小寺 敬二(静岡)

吉田 善礼(福岡)

【第2日】一〇月二三日(日)

■第3分科会

(13)特定調停と債務整理

講師 水谷 英二(愛知)

江里 二郎(愛知)

(14)任意整理I

講師 成瀬 耕一(富山)

(15)不当利得返還請求訴訟上級編

講師 宮内 豊文(静岡)

芝 豊(静岡)

(16)多重債務整理と倫理

(主に提携司法書士問題)

講師 野口 雅人(東京)

黒澤 賢一(東京)

(17)消費者契約法上級編

講師 小口 一成(長野)

大島 徹也(富山)

(18)特定商取引法

講師 大澄 正人(静岡)

池田 誠治(愛媛)

■第4分科会

(19)破産手続上級編

講師 赤松 茂(静岡)

花田 真吾(静岡)
アドバイザー

古橋 清二(静岡)

(20)任意整理Ⅱ

講師 成瀬 耕一(富山)

(21)取引履歴再現の理論と実務

講師 石川 芳弥(宮城)

(22)個人債務者再生入門編

講師 外山 敦之(新潟)

(23)抗弁の接続

講師 池田 誠治(愛媛)

大澄 正人(静岡)

(24)消費者教育Ⅱ(司法書士による消費者教育・法教育)

講師 柏木 信一(広島修道

大学助教授)

竹村 秀博(広島)

※分科会の講義概要については、「日司連 nsr 2.net」の「日司連からのお知らせ」に掲載しています。

なお、都合により、講師の追加・変更がある場合がありますのでご了承ください。

実施要領

名 称 消費者被害救済実務セミナー

開催趣旨 クレジット・サラ金問題、商工ローン問題、ヤミ金融問題、消費者破産、悪徳商法等の消費者問題に関し、会員間の情報交換と知識普及を図り、多重債務者及び悪徳商法被害者等の法的救済活動を推進します。また、これらの活動のために必要な簡裁訴訟代理関係業務の実践力の向上を図ります。

日 程 平成17年10月22日(土) 午後1時～午後7時20分
※初学者向講座 午前10時～正午
10月23日(日) 午前9時30分～午後1時10分

会 場 京都市サーチパーク
京都市下京区中堂寺南町134 (075) 322-7888
(JR京都駅からタクシーで約10分)
ホームページアドレス <http://www.krp.co.jp/>

付与単位 本セミナーは、単位制研修です。取得できる単位は次のとおりです。
・基調講演 2単位 ・分科会 6単位 ・初学者向講座 2単位

募集人員 300名(希望者が多いときは抽選とする場合があります)

受講料 3,000円(テキスト代)

宿 泊 日司連ではホテル等の宿泊の斡旋、紹介などは一切いたしません。

宿泊をされる方は、旅行会社のホームページ等を利用して、各自お調べのうえ、ご希望のホテル等に直接ご予約ください。

申込方法 所属会または日司連 nsr 2.net から申込書を手し、必要事項を明記のうえ、所属会事務局に受講料(3,000円)を添えてお申込みください。

【必要事項】 氏名・司法書士会名・登録番号・希望する分科会(第1部から第4部のそれぞれ第2希望まで、及び初学者向講座への参加の有無)

締切日 平成17年9月16日(金)

主 催 日本司法書士会連合会

第66回日司連定時総会

2005.6.23～24 千葉・東京ベイホテル東急

【メモリー】

総会初日、司会の知久公子理事は総会の開始を告げ、齋木賢二副会長の開会宣言により、第六六回日司連定時総会が開催された。

日司連中村邦夫会長の挨拶の要旨は次のとおりである。

司法制度改革は、昨秋の司法制度改革推進本部の設置期限の到来をもって一段落した。成立した多数の改革関連法案のうち総合法律支援法、ADR法はいずれも司法書士に大きな役割を期待している法律であり、この二つの制度に積極的に関わってきたい。

総合法律支援法に基づき日本司法支援センターが設置され、平成一八年一〇月頃には業務が開始される予定である。日司連は、関係機関、団体と連絡調整しながら、市民のための総合法律支援体制を構築するために適

切な対応を図っていく。また、日司連が進めてきた司法書士総合相談センターと日本司法支援センターの連携についてもさらに検討を深めたい。

ADRの制度化に関しては、裁判手続と並んで魅力ある紛争解決手段としての制度を創り育てるために司法書士会の組織をあげて対応していく。これまでの司法書士の専門性と知識と経験を活用し、積極的に関与することを前提として、司法書士調停センター開設のための準備を進めてきた。平成一七年度は、これら準備の最終段階と位置付けられる。全国の司法書士会が行動開始を求められる時である。司法書士特別研修では、平成一六年度は四回目の研修が実施され、一〇一八名が受講した。この特別研修の実施にあたっては、日本弁護士連合会、最高裁判所並びに法務省のご支援とご協力にあらためて感謝する。

平成一六年六月一日日新不動産登記法が可決成立し、本年三月七日に施行された。実に一〇五年ぶりの大改正であった。登記原因証明情報の提供制度、登記済証に変わる登記識別情報制度、さらに登記識別情報がない場合の資格者代理人による本人確認情報提供制度等、司法書士の責任は一段と重いものになった。平成一七年度中にはオンライン指定庁が、およそ一〇〇庁になると聞いている。改正法の実質的施行は本年度、オンライン申請はまさにこれからである。言うまでもなく、登記制度はわが国の経済にとつて重要な位置を占め、不動産取引を支える基盤的な制度であり、私たち司法書士は、権利に関する登記の九五%を占めるわが国唯一の専門家である。オンライン申請の成否は私たち司法書士にかかっている。日司連はこのオンライン申請が、不動産取引に

どのような変化をもたらすか注意深く観察し、あるいは情報収集を積極的に行いながら専門家としての責任を果たす。

司法書士に対して、新たな権限が付与された。簡易裁判における少額債権の執行手続代理権、簡易裁判所において自ら関与した事件の上訴代理権、仲裁手続に関する代理権、さらには土地境界確定における代理権である。いずれも国民の身近な司法書士に対する信頼こそがその基礎にあると考えている。その評価に対して深く感謝するとともに与えられた新権限の適正かつ十分な行使と誠実な執務姿勢によりさらなる信頼関係を目指して行きたい。

日本の法制度の現代語化と改革が積極的に行われつつある。来年四月に予定されている商法の改正もその一つである。この商法改正によってわが国の会社制度に抜本的な変革をもたらす

ことが予定されている。私たちが司法書士は特に中小あるいは零細な会社において法的アドバイザーになることが期待されている。司法書士が国民に信頼される資格者として、従来の業務に対応していくとともに、新しい分野で着実に実績を積み上げていくことが最も必要とされている。そのためには、組織の研究制度の充実を図ることはもとより、司法書士個人個人が自己の研究を欠かすことができない。さらに国民の目線に立って執務を行っていくことが最も大切と確信する。

*

多数臨席を得た来賓の方々の中から、最初に樋渡利秋法務事務次官が南野知恵子法務大臣の祝辞を代理で述べられた。要旨は次のとおりである。

今通常国会において不動産登記法等の一部を改正する法律が成立した。これは土地の筆界の

迅速かつ適正な特定を図り、筆界をめぐる紛争の解決に資するため、土地の所有権登記名義人等の申請に基づき登記官が筆界を特定する制度を創設すること等が内容である。

この法改正により司法書士法の一部が改正され、筆界特定の手続の代理権限や仲裁手続についての代理権限も新たに認められることとなる。また、本年三月七日から施行された新不動産登記法においては、資格者代理人による本人確認情報の提供制度や登記原因証明情報の必須化等、登記の正確性を確保するため、様々な制度が導入されている。

これらの新制度が円滑に運用されるためには、これまで登記に関する手続の代理を業とし、その適正かつ円滑な実施に寄与されてきた司法書士の理解と協力が不可欠である。

司法書士には、新たな業務の

みならず、従来からの業務にも着実に実績を積み重ね、国民の期待に応えることにより、司法書士制度が更に充実発展するよう、なお一層の努力をお願いしたい。

*

高橋利文最高裁判所事務総局民事局長からの祝辞の要旨は次のとおりである。

昨年四月に民事訴訟法等が改正されたことに伴い、簡易裁判所はその事物管轄が拡大され、少額訴訟手続の上限が引き上げられ、従来にも増して、多種多様な事件が提起されることになった。また、本年四月からは少額訴訟債権執行制度が施行されるなど、簡易裁判所は、国民に最も身近な裁判所として、その機能の充実が一層期待されている。

このような中で、一昨年、司法書士に簡易裁判所での訴訟代理権が認められ、今国会では、

式典・来賓ご出席者 (敬称略)

法務副大臣	滝 実	衆議院議員	佐々木 秀典
法務大臣政務官	富田 茂之	〃	塩崎 恭久
法務事務次官	樋渡 利秋	〃	白保 台一
法務省民事局長	寺田 逸郎	〃	中野 寛成
最高裁判所 事務総局総務局長	園尾 隆司	参議院議員	魚住 裕一郎
最高裁判所 事務総局民事局長	高橋 利文	〃	風間 昶
東京地方裁判所 民事所長代	大橋 寛明	〃	竹山 裕
東京家庭裁判所 所長	細川 清	〃	千葉 景子
大韓法士協會 會長	朴 敬鎬	〃	若林 正俊
日本弁護士連合会 副会長	益田 哲夫	早稲田大学名誉教授	篠塚 昭次
日本公証人連合会 常務理事	泉川 健一	平成国際大学助教授	中村 昌美
日本公認会計士協 会総務局長	星野 明一	株式会社石井鐵工所 代表取締役社長	石井 宏治
日本土地家屋調査士 会連合会専務理事	牧野 巖	司法研修所 第一部上席教官	加藤新太郎
日本弁理士会調査 室長	仁平 孝	日司連顧問税理士	清原 輝茂
全国社会保険労務士 会連合会会長	大槻 哲也	有限責任中間法人 商業登記倶楽部主宰者	神崎 満治郎
日本社会福祉会 企画課長	小幡 秀夫	弁護士	高山 俊吉
財団法人法律扶助協 会事務局長	大石 哲夫	UFJ信託銀行株式会 社常務執行役員	中西 敏和
預金保険機構理事 長	永田 俊一	社団法人商事法務研 究会専務理事	相澤 幸雄
財団法人民事法務協 会副会長	鈴木 健一	三井不動産販売株式 会コンプライアンス部 担当部長	藤田 直行
日本不動産鑑定協 会会長	横須賀 博	社団法人民事法情報セ ンター理事	松尾 英夫
社団法人全国消費生 活相談員協会理事 長	下谷内富士子	社団法人成年後見セ ンター・リーガルサポ ート理事長	大貫 正男
財団法人不動産適正 取引推進機構調査 研究部調査役	下坂 誠四郎	日本司法書士政治連 盟会長	田嶋 規由
新日本製鐵株式会 社新任顧問	西川 元啓	全国公共嘱託登記司 法書士協会協議会 会長	家高 博敏
衆議院議員	漆原 良夫	司法書士国民年金基 金理事	本島 美彦
〃	鹿野 道彦	全国青年司法書士協 議会会長	小澤 吉徳

認定司法書士が関与した訴訟に
ついて上訴提起の代理権を認め
る司法書士法の改正が行われる
こととなった。

本年二月には、第四回目の司
法書士特別研修が終了し、認定
司法書士の数は八八〇〇名に達
している。簡易裁判所の関係者から、認
定司法書士の熱心な訴訟活動の
状況等を聞いているが、簡易裁
判所における訴訟活動という、
新たに司法書士に認められた法
的役割が、国民から評価される

ためには、今後とも、認定司法
書士が適正かつ充実した訴訟活
動を日々実践し、その実績を積
み重ねていくことが大変重要で
ある。

このほか、法務大臣の表彰状
の授与式が、法務省によって執
り行われた。本年度の受賞委員

二三名に対して、樋渡利秋法務事務次官から表彰状が授与された。

【本会議】

セレモニー終了後、本会議にあたり総会は議長に木村一美代議員（神奈川県会）を選出した。議長は総会が二五一名の出席を得て適法に成立していることを告知し、さらに総会の承認を得て副議長に鈴木誠一代議員（愛知県会）を指名した。

本定時総会では、執行部報告一件、提案議案三二件及び組織員議案五件について審議された。審議を始めるにあたり網倉義久議事運営委員長（山梨県会）より、本年も集中審議方式による質疑を行い、テーマごとの質問に対し一括答弁とする旨が報告された。設定されたテーマは「登記制度」「司法制度（簡裁代理、ADR、司法書士総合相談センター等）」「司法書士制度（自治、

倫理、養成、将来像等）」「改正会社法」「研修制度」「広報事業」「その他の事業（成年後見、社会活動）」「予算・決算」「組織・財政改革（会費のあり方を含む）」「その他」である。

審議の最初には議案三二号役員改選の件が上程され、審議が行われた（詳細は本誌七月号No. 四〇一にて既報）。

【提案理由説明等】

1 次に、宮前専務理事より平成一六年度事業報告があり、その概要は次のとおりである。

同年度は、登記法改正への対応、簡裁訴訟代理関係業務等の訴訟業務の確立、司法制度改革への対応、新領域に関する職務への対応の四本柱を中心に事業執行をした。

(1) 登記法改正への対応

一〇五年ぶりの抜本改正となったとなった新不動産登記法案が国会上册されたことに伴い、

実務上の疑問点の抽出を行い、所管庁の担当官との協議を重ね、司法書士界の要望が概ね盛り込まれた法改正となった。また、その後の政省令への改正作業にも司法書士界の意見を反映させるべく、制度部分とシステム部分の検討を行い担当官との協議を行った。新不動産登記法では、登記原因証明情報の提供、登記済証に代わる登記識別情報制度、資格者代理人による本人確認情報の提供制度が規定され

る。そこで、登記原因証明情報及び本人確認報告書のモデルを作成した。特に、本人確認情報のモデルの作成においては、面談原則の重要性を確認するとともに本人性の確認がどこまで必要なのか、遠隔地における確認はどうあるべきか、申請者が法人である場合の業務権限者は誰であるのか、そして依頼人のプライバシーの配慮も踏まえた。作成したモデルについて所管庁との協議を重ね、登記原因証明情報モデルについては、必要最低限の三一事例に取りまとめ、『新不動産登記実務便覧（暫定版）』を全会員に配布した。また、新不動産登記法について、実務への参考に供するため、会長会における資料作成やQ&Aの作成を行い、各司法書士会やブロック会の要請により講師を派遣した。さらに、金融業界、不動産業界に対しても説明及び意見交換を行った。

商業登記のオンライン化への業務対応は、商業法人登記プロジェクトチームにおいて、規則及び通達を精査し、所管庁担当官と意見交換を行った。そして、オンライン化の基盤整備事業、研修会の開催等を行った。

(2) 簡裁訴訟代理関係業務等の訴訟業務の確立

いわゆる認定司法書士をサポートするためや、スキルアップ

を狙った研修の実施や法律相談活動の拡充に関する事業、そして日弁連との協議を行った。また、いわゆる提携司法書士問題に対する措置を行った。

(3) 司法制度改革への対応

いわゆる司法ネット構想への対応、司法書士ADR機関設置のための諸施策の実施、司法書士総合相談センター構想への検討及び構築のための諸施策の実施を目的として司法制度対策本部を設置し対応した。

(4) 新領域に関する職務への対応

成年後見制度の普及や、動産・債権担保法制への対応、会社法務への取組み、規制改革として、司法書士法改正への対応を行ってきた。特に規制改革に対する経済界のアイデアには私たちの想像を超えたものがあり、それに対応するためには早期の情報収集が鍵となる。

2 続いて、佐藤常任理事より

議案第一号より九号（平成一六年度収支決算）の議案説明があり、光木常任理事より一〇号から一二号まで（会則改正）の議案について、そして、金木常任理事より平成一七年度事業計画案について提案説明があった。

司法制度改革関連の法律は、国民に身近な司法制度の実現、とりわけ司法アクセスの確保を目的としたものが多く、国民に身近な法律家を目指してきた司法書士が果たすべく責務も大きい。このことを踏まえ、平成一七年度の事業は、登記制度への対応、司法制度改革への対応、国民のための司法書士制度の確立、専門職活用に向けた対応、業務電子化等への対応を五本柱とした事業計画であるとの説明があった（詳細については、本誌六月号No.四〇〇参照）。

その後、平成一七年度収支予算案の説明があり、以上の執行部による議案のほか、組織員か

ら五件の議案が提案された。

【質疑・答弁】

提案理由説明に続き、それぞれのテーマに沿った質疑が展開された。

*登記制度

不動産登記法改正に対する今後の日司連の組織的対策に関する質疑が多く出された。執行部による答弁は次のとおり。改正後、各登記所で取り扱いに違いがあるなどオンライン指定庁では多くの問題点があり、日司連として、このような問題点に対して調査をすべきとの質疑について、執行部は、日司連ネットワークを用いて、調査を行っていくとの答弁がなされた。また、日司連では、会員・利用者である国民に対し、今後どのように提言を行い、どのような指導的役割を担っていくのか、また、それについての具体的な事業計画や戦略といったものはあるのか

との質疑に対し、執行部は、次のように答弁した。これまで日司連は新法対応の実務面を中心に検討を続けてきたが、今後は不動産取引制度そのものの変容が求められていると考えている。それは、司法書士が売買や金銭消費貸借の契約段階から介入していくことであり、そのため取引制度そのものに関する検討を進めている。また、一部の司法書士会において、新法の施行により、退会する会員が増加したことに対する日司連の対応に関しては、技術についていけないのは基本的には個々の問題であり、一定レベルを保つための研修はこれまで行ってきた。今後オンライン指定庁が増加するのに伴って、オンライン申請のトレーニングシステムの導入を検討している。

*司法制度

司法制度に関しては、①簡裁代理に関し、評価されるべき「司

法書士の実績」に関する指標について、②企業法務について、③日本司法支援センター、ADR等における日司連の取り組みについて質疑がされた。執行部の答弁は、次のとおりである。

①司法書士制度の実績の評価は、簡易裁判所の訴訟代理件数のみによって判断されるとは考えていない。訴訟代理人の資質も重要な要素であり、またADR等の新組織の利用頻度も斟酌すべきである。それらを総合的に判断すべきであると考えている。また、司法書士の訴訟代理件数も重要な要素であることはもちろんであるが、各司法書士会で行われている継続した法律相談等によって、簡易裁判所の訴訟代理件数につながるかと考えている。②

企業法務については、司法書士総合相談センターの一つとして、会社法の窓口を設けることで対応することを考えている。会社法改正を契機に、日司連として

も積極的に企業法務に関与していく意向である。なお、すでに『会社法に関する出張講演マニュアル』を作成し、各司法書士会へ配布しているので積極的に活用していただきたい。③日本司法支援センター及びADR等の新たな組織については、制度設計の最初の部分から提言を行っていく。

*司法書士制度

職域が拡大する中で司法書士の将来像をどのように考えるかとの質疑に対し、執行部はすでに「司法書士の将来像」（司法書士総合研究所司法書士制度研究部会答申）の中で、司法書士の将来像の検討のための論点を提示しており、今後、これを基に本に論議を深めてほしいとの答弁があった。

日司連と日本司法書士政治連盟とはどのような関係にあるのかとの質疑については、これに対し執行部は日司連と日司政連

とは車の両輪の関係であり、そのため定期的に協議会を設けている、また、様々な法改正がある中、密接な協議を行っているとの答弁があった。

現在の法務局ごと一司法書士会という制度を改めて、一法務局に複数の司法書士会又は複数の法務局に一司法書士会とする考えはあるかとの質疑がなされた。執行部の答弁は、現在のところはそのような考えはないとのことであった。しかし、特に地方の小規模会における人的・資金的限界は深刻な問題である。この問題を考えるに、複数の司法書士会による共同事業、さらには複数の司法書士会の合併ということは将来的に問題になるのではないかと、この観測を示した。

現在の「日本司法書士会連合会」という各司法書士会の連合体という構成から、司法書士の全国団体として「日本司法書士

連合会」と組織を見直す可能性については、現在のところそのような考えはないことを明らかにした。

一部の補助者が「司法書士有資格者」との肩書きを使用している問題については、市民が「司法書士」と混同する原因となるものであり、使用は許されるべきではないとの考えを示した。また、このような肩書きの使用を認めている本職はもとより、司法書士となる資格をもつ補助者も「法律家」として、私たち自身の法にある罰則規定も伴った禁止条項の趣旨、要件は何かということをよく考えてほしい旨を述べた。

定款作成代理権を司法書士にも付与されるべきであるとの要望が挙げられた。これに対し執行部は、昭和二九年通達により現在も司法書士に定款作成代理の権限はないものと扱われているが、現在法務省に対しこの先

例の廃止の申し入れをしている旨答弁した。また、電子定款の認証について一部公証役場では司法書士による扱いを認めていないところがあり、このような扱いについて日司連として抗議をしている旨報告した。

*改正会社法

会社法に先行して施行される有限責任事業組合（いわゆる日本版LLP）について会員にはほとんど情報が流れてこないとの発言があった。これは課税の問題で経済産業省主導で創設された制度であるが、『月報司法書士』（本誌七月号No.四〇一）において解説が掲載される旨答弁した。ただし、未だに政省令が明らかになっておらず、登記についてはまだ不明なことが多いとのことである。また、司法書士自体がこの制度を使うことができるかについては、有限責任という問題があり、否定的な見解を示した。

*研修制度

司法書士特別研修における日司連とブロック会・司法書士会との役割分担について質疑がなされ、これに対しては、今年度の特別研修は日司連が主体となつて運営したというものの実際にはかなりの部分でブロック会・司法書士会にしわ寄せがいつてしまった。次回からは連携を密にとつて適切な役割分担をしていきたい。予算措置も原則として日司連負担が前提と考えているとの答弁がなされた。また、特別研修の受講希望者が多数のため一部のブロック会では受講できない者がいたことについては、裁判所の受け入れなどを考えると大幅な増員は難しいが次回は一〇〇名増程度のこと

が与信が困難であること、また、基金設立には莫大な資金が必要であるなど決め手を欠くのが現状である。研修期間の短縮（二週間から一週間へ）による費用節減も教育効果を考えるとこれ以上の短縮は難しい。しかしながら金銭的な理由で研修を受講できない事態はなんとしても避けるべきなので今後とも対応策を十分に考えていく。

*広報事業

話し合う会議を開催する予定はないのかとの質疑に関しては、現状では費用を考えると難しい。日司連と司法書士会とは制度の外部広報の中身で共通するところもあるが違う点もある。それぞれ役割・目的に応じて効果的に制度広報をやっていききたいとの答弁があった。

*その他の事業

司法書士制度の外部広報の具体的な中身としてどのようなものを考えているのかとの質疑に対し、ポスターや小冊子等における広報だけでなくテレビ・ラジオなどの電波媒体の有効利用を考えている。NHKの情報番組に出演することも検討中であるが雑誌等も含めマスコミへの露出度を費用対効果を勘案しながら進めていくとの答弁があった。また、各司法書士会の広報担当者を集め情報交換や戦略を

日司連は「人権」をいかなる意味で使用しているのかとの質疑に対し、日司連では人権の定義はしていないが私たちの身近にある「人が人として生きる」とは論を俟たない。昨年実施した人権についての司法書士会アンケートは人権についての意識を知るためのものであり人権の定義づけをするために行つたものではないとの答弁があった。

次に、公益的活動（プロボノ活動）に対する取り組みをどのように考えているのかとの質疑に

関しては、委員会では三年間かけてプロボノの言葉の意味から始まってその内容や意義を考えた。そのことを会員に周知してきた。プロボノ活動の重要性は今後も継続的に訴えていくべきであるが、プロボノ活動の実施そのものを義務化していくつもりはない。それぞれの場面・分野で自発的に地道な活動を続けて行っ
てほしい。そのサポートをしていくのが日司連の仕事であると答弁した。

*予算・決算

基盤整備事業特別会計への質疑に対し執行部は、収支予算書の項目の「その他の基盤整備事業」に挙げられたものは司法・司法書士制度改革に必要な事業であるので基盤整備事業特別会計で運用できるものと考えている。なお、これらの事業に関連する支出として一般会計からは会議費等通常発生する諸経費が計上されている。また、基盤整

備特別会計は平成一八年六月をもって終了するが、基盤整備の事業内容自体は引き続き行われるものである。単年度で使い切ることを前提とした予算組みは考えていないと答弁した。

次に、監査からの意見への対応については、会議、特に委員会
の効率的な設置・開催を求める
監査意見については真摯にとらえ、司法書士界をとりまく環境
によって必要に応じた委員会の
設置・開催を予定している。また、
予算の執行責任を明確にする
ためのチェック機能の充実を
求める監査意見については、担
当者は従来からチェック機能を
果たすよう細心の注意を払って
行っているが、今後もなお一層
厳格に取り組みたいと考えてい
ると答弁した。

*組織・財政改革

組織・財政改革については主に、①ブロック会組織の位置づけ、②日司連役員の常勤体制、

③委員会の整備及び委員会活動の充実のための人材の確保・育成への取り組み、④事件割合費の廃止など質疑があった。執行部からの答弁要旨は次のとおり。①日司連は組織を大幅に改革する時期にきている。その際
一番最初に着手すべきなのはブ
ロック会の明確化と考えている。

現状ではブロック会の位置づけが不明確であるので、制度整備を早急に行いたい。②常勤の勤務体制については通勤可能性と財政との兼ね合いから考える必要があると考えている。通勤することによって会務の運営が難しいということであれば通勤について見直す必要があるかもしれないが、現状は問題ないと認識している。③まず、委員会活動が現在少ない人員で着実に遂行されていることに敬意を表したい。しかし日司連では以下の観点で委員会の組成につき改善を加えたいと考えている。類似

した性格・目的のものは整理統合もしくは分割を行い、各委員会において横断的協力体制をもって議論の整合性を図る。また委員会の開催についてはすべて東京で行うのではなく委員の集まりやすい場所での効率的な開催を考えている。委員の定員についての規則は「一〇名以内」となっている。この規則の見直しについては、基本的には無制限な拡大は避けるべきと考えるが、十分な議論を重ねて回答を出していきたい。④事件割合費については、現在の司法書士の業務の状況からみれば時代にそぐわないものであり、日司連としては早急に脱却すべきものだと考えている。しかし、実際問題として、規模の小さい司法書士会においては事件割合費が収入の大きな部分を占めており、すぐに廃止に踏み切る余裕がないという事情もある。この問題も含めて日司連や各司法書士会

の財政・組織改革を進め、財政の健全化を図っていく必要があると考えている。

*その他

- ①会長声明の必要性について
 - ②行政書士(会)によるホームページを使った誘致行為への対応
 - ③日本司法書士史(戦後編)について
 - ④司法書士法人の電子認証に関する質疑がなされた。
- 執行部の答弁要旨は、以下のとおり。
- ①今後検討していきたい。
 - ②現実に業務を行わなければ非司行為だと取り締まることができない。
 - ③今年度、一万五千元前後の価格で、三〇〇〇部を発行予定。四〇〇冊は関係団体に贈呈する予定である。
 - ④司法書士法人による電子認証も、法人の名前で申請し、電子認証を受けることができる。

採決のため議場が閉鎖され、出席人数が確認された。組織員総数二五二名中二四四名(委任状提出一一名)が出席し採決が行われた。

執行部からの提案議案はすべて承認された。議案第三三三号「出資法の上限金利引き下げを求める決議」、第三四号「日本司法支援センター構想につき、その基本理念に基づいたものにするべく強く関係機関に働きかけ要請する決議」、議案第三五号「当番司法書士制度の創設を検討することを求める決議」、第三六号「法務省に登記情報システム(不動産登記業務)の改善を要望する決議」、第三七号「利息制限法の制限利率引き下げを求める決議」の議案が可決された。(月報発行委員会)

【討論・採決】

以上、すべての質疑・討論が終了した後、討論終結を宣言し

法務大臣表彰受賞者

(敬称略・五十音順)

山田 銀一郎(福岡県会)
横田 敏夫(埼玉会)
若林 正彦(和歌山県会)

連合会長顕彰受賞者

(敬称略)

感謝

司法書士総合研究所
比較法研究部客員研究員
黒木 三郎
(早稲田大学名誉教授)

商事法研究部客員委員

志村 治 美

(弁護士)

登記情報システム研究部客員

研究員

松本 恒 雄

(一橋大学・大学院教授)

特別感謝

日司連事務局職員

志藤 健 史

八木 義夫(静岡県会)

森元 一夫(兵庫県会)

松下 忠(札幌会)

本庄 ふみ(滋賀県会)

藤木 弘司(東京会)

橋爪 秀雄(山梨県会)

中野 耕作(福井県会)

外山 一字(新潟県会)

津野 速雄(高知県会)

武田 孝義(秋田県会)

高橋 十郎(岩手県会)

園川 要(熊本県会)

菅野 克己(山口県会)

白保 英行(沖縄県会)

久保 均(石川県会)

木元 幸雄(大分県会)

上野 義治(大阪会)

石部 ふみ子(滋賀県会)

池上 博久(長野県会)

安藤 陽得(愛知県会)

法務大臣表彰受賞者

(敬称略・五十音順)

山田 銀一郎(福岡県会)
横田 敏夫(埼玉会)
若林 正彦(和歌山県会)

連合会長顕彰受賞者

(敬称略)

感謝

司法書士総合研究所
比較法研究部客員研究員
黒木 三郎
(早稲田大学名誉教授)

商事法研究部客員委員

志村 治 美

(弁護士)

登記情報システム研究部客員

研究員

松本 恒 雄

(一橋大学・大学院教授)

特別感謝

日司連事務局職員

志藤 健 史

八木 義夫(静岡県会)

森元 一夫(兵庫県会)

松下 忠(札幌会)

本庄 ふみ(滋賀県会)

藤木 弘司(東京会)

橋爪 秀雄(山梨県会)

中野 耕作(福井県会)

外山 一字(新潟県会)

津野 速雄(高知県会)

武田 孝義(秋田県会)

高橋 十郎(岩手県会)

園川 要(熊本県会)

菅野 克己(山口県会)

白保 英行(沖縄県会)

久保 均(石川県会)

木元 幸雄(大分県会)

上野 義治(大阪会)

石部 ふみ子(滋賀県会)

池上 博久(長野県会)

安藤 陽得(愛知県会)

第66回定時総会議案等一覧

- 報告第1号 平成16年度事業報告の件
- 議案第1号 平成16年度一般会計収支決算報告承認の件
- 議案第2号 平成16年度研修事業特別会計収支決算報告承認の件
- 議案第3号 平成16年度会館建設等特別会計収支決算報告承認の件
- 議案第4号 平成16年度会館管理運営合同会計収支決算報告承認の件
- 議案第5号 平成16年度市民救援基金特別会計収支決算報告承認の件
- 議案第6号 平成16年度法律扶助特別会計収支決算報告承認の件
- 議案第7号 平成16年度司法・司法書士制度改革基盤整備事業特別会計収支決算報告承認の件
- 議案第8号 平成16年度日司連認証局運営特別会計収支決算報告承認の件
- 議案第9号 平成16年度特別研修事業特別会計収支決算報告承認の件
- 議案第10号 司法書士会業務賠償責任保険制度の創設等に伴う連合会会則一部改正案承認の件
- 議案第11号 情報開示に関する規定の創設に伴う連合会会則一部改正案承認の件
- 議案第12号 司法書士法の改正に伴う連合会会則一部改正案承認の件
- 議案第13号 平成17年度事業計画決定の件
- 議案第14号 平成17年度一般会計収支予算決定の件
- 議案第15号 平成17年度研修事業特別会計収支予算決定の件
- 議案第16号 平成17年度会館建設等特別会計収支予算決定の件
- 議案第17号 平成17年度会館管理運営合同会計収支予算決定の件
- 議案第18号 平成17年度市民救援基金特別会計収支予算決定の件
- 議案第19号 平成17年度法律扶助特別会計収支予算決定の件
- 議案第20号 平成17年度司法・司法書士制度改革基盤整備事業特別会計収支予算決定の件
- 議案第21号 平成17年度日司連認証局運営特別会計収支予算決定の件
- 議案第22号 平成17年度特別研修事業特別会計収支予算決定の件
- 議案第23号 平成18年度一般会計収支暫定予算決定の件
- 議案第24号 平成18年度研修事業特別会計収支暫定予算決定の件
- 議案第25号 平成18年度会館建設等特別会計収支暫定予算決定の件
- 議案第26号 平成18年度会館管理運営合同会計収支暫定予算決定の件
- 議案第27号 平成18年度市民救援基金特別会計収支暫定予算決定の件
- 議案第28号 平成18年度法律扶助特別会計収支暫定予算決定の件
- 議案第29号 平成18年度司法・司法書士制度改革基盤整備事業特別会計収支暫定予算決定の件
- 議案第30号 平成18年度日司連認証局運営特別会計収支暫定予算決定の件
- 議案第31号 平成18年度特別研修事業特別会計収支暫定予算決定の件
- 議案第32号 役員改選の件
- 議案第33号 出資法の上限金利引き下げを求める決議
- 議案第34号 日本司法支援センター構想につき、その基本理念に基づいたものにするべく強く関係機関に働きかけ要請する決議
- 議案第35号 当番司法書士制度の創設を検討することを求める決議
- 議案第36号 法務省に登記情報システム（不動産登記業務）の改善を要望する決議
- 議案第37号 利息制限法の制限利率引き下げを求める決議

平成17年度一般会計収支予算書

(平成17年4月1日～平成18年3月31日)

(収入の部)

△は減を示す (単位 千円)

科 目	予算額	%	H16予算額	増減	備 考
会 費 収 入	749,364	78.08	745,038	4,326	{ (17,735名×3,500円) ×12月、(107法人 ×3,500円) ×12月
登録等手数料収入	24,790	2.58	24,825	△35	{ 登録 (750件)、変更の登録 (90件)、登 録事項の変更 (1,750名)、法人設立等
寄 附 金	10	0.00	10	0	
特定預金取崩収入	16,360	1.70	0	16,360	
雑 収 入	16,975	1.77	14,525	2,450	{ 特別研修修了証書発行手数料、月報広告 掲載料、会員徽章等頒布品
当 期 収 入 合 計	807,499	84.14	784,398	23,101	
前期繰越収支差額	152,212	15.86	222,646	△70,434	
収 入 合 計	959,711	100.00	1,007,044	△47,333	

(支出の部)

△は減を示す (単位 千円)

科 目	予算額	%	H16予算額	増減	備 考
I 管 理 費	472,491	49.23	441,572	30,919	
1. 人 件 費	285,027	29.70	248,554	36,473	
2. 交 際 費	10,000	1.04	10,000	0	
3. 会 議 費	91,300	9.51	79,844	11,456	
4. 監 査 費	1,500	0.16	1,600	△100	監査6回
5. 登録事務費	15,846	1.65	16,996	△1,150	
6. 旅費交通費	7,600	0.79	11,190	△3,590	
7. 事 務 費	41,518	4.33	44,288	△2,770	
8. 事 務 所 費	3,900	0.41	5,100	△1,200	
9. 訴訟対策費	10,000	1.04	20,000	△10,000	審査請求等
10. 慶弔表彰費	4,000	0.42	4,000	0	
11. 単位会・連合会保険料	1,800				
II 事 業 費	305,198	31.80	360,502	△55,304	
1. 制度改善費	106,512	11.10	153,222	△46,710	
2. 職務改善費	22,800	2.38	23,280	△480	
3. 広報活動費	87,300	9.10	93,400	△6,100	
4. 委員会費	51,900	5.41	57,800	△5,900	
5. 常務活動費	21,000	2.20	21,000	0	
6. 民事法律扶助事業費	7,500	0.78	7,500	0	単位会運営支援
7. 特別事業費	8,086	0.84	4,300	3,786	
III 繰 出 金	152,900	15.93	158,400	△5,500	
IV 諸 雑 費	4,200	0.44	4,200	0	
V 予 備 費	24,922	2.60	42,370	△17,448	
当 期 支 出 合 計	959,711	100.00	1,007,044	△47,333	

新役員 紹介

第66回定時総会における役員選挙において選出された、新役員をご紹介します。

副会長



やまぐち たつお
山口達夫

(東京会)

会員中心主義を貫き会員の経済的基盤強化に強く関わる日司連に転換したい。

副会長



ほそだ たけし
細田長司

(高知県会)

司法書士過疎対策と「法律相談権」を核とした新しい司法書士職務の確立を！

会長



なかむらくに お
中村邦夫

(東京会)

新しい司法書士制度のスタートの時。足下をしっかりと見据え前進しよう。

常任理事(財務)



てい えいも
鄭英模

(東京会)

説易行難
歳寒松柏
夏炉冬扇
前途遼遠

常任理事(総務)



いのまた ひであき
猪股秀章

(東京会)

四年ぶりに復帰しました。不透明な時代に制度と経営基盤確立のため働きます。

常務理事



おおにしでるじ
大西輝治

(奈良県会)

増え続ける課題から逃げることなく、真摯に立ち向いたい。

専務理事



みやま なおみつ
宮前有光

(群馬会)

最重点課題の一つは組織財政改革です。会員の利益を第一に取り組みます。

副会長



みつ き たかし
光木隆志

(熊本県会)

司法書士の本分を、変化しつつ継承し、雨過天晴の秋を迎えるべく務めます。

理事(総務)



すが じゅんじ
須賀淳治

(東京会)

改革と実行。司法書士制度の未来に向かって、今できることを実践します。

常任理事(司法支援)



なか ひろむ
中弘

(和歌山県会)

制度がより一層の熟成を迎えるこの時に市民のために尽せる喜びを自覚します。

常任理事(広報)



ふなはし きみお
船橋幹男

(愛知県会)

時は今!!
実績作り。
意識改革。
市民派法律家制度の実現。

常任理事(研修)



たか はし きよと
高橋清人

(栃木県会)

二度目の研修担当となりました。新人研修と特別研修の一元化を実現したい。

常任理事(企画)



さかい ひさお
酒井寿夫

(広島会)

連合会の役割を考え、地方会の経験も生かして司法書士制度発展に尽力する。

理事(企画)



すえ みつ ゆう いち
末光祐一

(愛媛県会)

追風と逆風。司法書士制度にとって本当に大切な二年間。制度永続礎の二年。

理事(企画)



さかい とし あき
境俊明

(東京会)

中村会長の公約を実現するために執行者として頑張ります。

理事(企画)



いま がわ よし のり
今川嘉典

(石川県会)

司法書士が信頼される専門家であり続けるよう、制度の維持発展に努力します。

理事(総務)



わだ まさとし
和田正敏

(大分県会)

フォー・ザ・ユースの精神で、社会の心を奪うような司法書士制度を实践したい。

理事(総務・財務)



せ た ひろ ゆき
勢田博之

(高知県会)

改革なくして進歩なし。制度の充実発展の為、微力ながら頑張ります。

理事(司法支援)



さとむら み き お
里村美喜夫

(札幌会)

雨にも負けず、風にも負けず。美しく新しい大地を拓きたい。

理事(広報)



やま だ すすむ
山田進

(秋田県会)

国民と共に歩み続ける全国の司法書士を応援したい。

理事(広報)



いなむら あつし
稲村厚

(神奈川県会)

明るく元気のいい朗らかな執行部にしていきたいと思います。

理事(研修)



またの まち お
俣野真知郎

(京都府会)

ブロック・単位会との連携により、制度を将来的に確固たるものとしたい。

理事(研修)



ひがやま しげき
日笠山繁樹

(鹿児島県会)

会及び会員が的確な判断を下す為に必要な会務執行情報の提供に取り組みたい。

監事



よし だ ふみ お
吉田文夫

(徳島県会)

監査の職責を充分認識し、誠実かつ建設的に財務の改善、提言をしていきたい。

監事



かば た たか し
蒲田隆史

(大阪会)

4年ぶりに連合会に帰って参りました。今回は監事としての重責。よろしく

連絡監事



と やま いつ お
外山一宇

(新潟県会)

連合会執行部と会員の信頼の架け橋としての役割を果たして行きたい。

理事



くぼ きよし
久保潔

(元読売新聞社東京本社論説副委員長)

司法書士の活動範囲は、一層広がっています。庶民の目でおつき合いしたい。

理事(司法支援)



はやかわ きよと
早川清人

(静岡県会)

より暑い夏、より寒い冬を越えてこそ大きく育つ。揺るぎなく最善に務めます。

◆ 第25回理事会

(平成17年6月22日)

〔審議議案〕

(1) 第五回司法書士特別研修予算案について承認した。なお、計数等の修正については会長に一任。

(2) 財団法人連法務研究財団との間で締結した特別研修教材の内容の検討等に関する事務委託契約について更新することを承認した。なお、字句の修正については会長に一任。

(3) 「司法アクセス支援サイト」(仮称)の構築費(概算二〇〇万円)について、司法・司

法書士制度改革基盤整備事業特別会計(司法アクセス向上支援サイト構築運営費)から支出することを承認した。

(4) 週刊誌「サンデー毎日」におけるペイドパブリシティ費(四二〇万円税別)について、司法・司法書士制度改革基盤整備事業特別会計(不登法改正・簡裁代理業務に関する広報費)から支出することを承認した。

(5) 第一〇回全国研修担当協議会を平成一七年一〇月二八日(金)午後一時から午後六時まで司法書士会館地下一階「日司連ホール」において開催するこ

とを承認した。

〔協議議案〕

(1) 第六六回定時総会への対応について協議した。

◆ 第1回理事会

(平成17年6月24日)

〔審議議案〕

(3) 登録常務会の構成及びその人選については会長に一任することを承認した。

(1) 副会長の第一順位を細田副会長、第二順位を山口副会長、第三順位を光木副会長とすることを承認した。

〔協議議案〕

(2) 専務理事を宮前理事、常務理事を大西理事とすることを承認した。

(1) 第二回理事会を平成一七年七月一三日(水)に開催することを了承した。

研 修 情 報

第5回日司連特定分野研修会のご案内

司法書士中央研修所 特定分野チーム

チーフ 酒井 充

はじめに

現在の司法制度改革の渦中であつて、法律の改正の内容及びスピードは目を見張るものがあり、民法や商法などの私法の基本法も例外ではなくつてきています。司法制度改革の波を乗り切り、司法書士が「勝ち組」となるためには、改正法の内容に精通していることはもちろん、さらに高いレベルの知識・能力を備え、国民にアピールしていく必要がある。

また、専門分野を持つことは大事であるが、真に国民の期待に応えるためには、高いレベルでのゼネラリストとなることも必要となつてくる。

このような、ある意味相反するニーズに応えるため、司法書士は、幅広くかつ高度な知識と執務能力の習得を求められている。

特定分野研修会は、このような観点から、特定の分野における高度・専門化に重点を置いて研修カリキュラムを提供してきていた。そして、過去四回の特定分野研修会では、このような本研修会の趣旨を理解していただき、最高レベルの講師陣によつて講義が行われたことも相まって、受講生の皆様の評価も概ね良好であつたものと自負している。

本年度は、司法制度改革の中での法改正に対しても、司法書士が質の高い即戦力として活躍できるため、資質の向上が図れるようテーマの選択を行った。なお、本年度は、昨年度のような年二回の研修が講師及び受講生にとつて負担となりかねないという懸念から、年一回の研修とした。

実施要領

【日程】平成一七年一〇月

八日(土)～九日(日)

【第一日】

午後一時～午後六時四十分

【第二日】

午前九時～午後三時一〇分

【研修会場】

スペースアルファ神戸

(富士ゼロックス研修所)

【募集定員】二〇〇名

【受講料】

三万円(宿泊は別料金)

研修テーマのご紹介

◆不動産分野

テーマ「筆界特定」

講師 山野目章夫(早稲田大学)

教授 ほか

趣旨 筆界特定制度が施行されることに伴い、その代理権が司法書士にも付与されることになった。これまで、筆界や境界の問題は、土地家屋調査士の分野で司法書士が深く関わることはなかったと思われる。しかし、

今後、筆界や境界に関する分野においても、司法書士が一定の役割を果たすことが期待されていると言っている。

そこで、今回は、筆界特定に関して、この制度の創設に関わった山野目教授と実務に精通した講師に講義をしていただくことにした。

◆企業法務分野

テーマ「平成一六年・一七年商法改正と中小企業法務」

講師 南 繁樹（弁護士）

内藤 卓（司法書士）

趣旨 今回の商法改正により、条文が全面的にあらためられる。これに伴い、今までのように法律に忠実な企業運営を行うというよりも、会社・役員・株主がその企業規模や目的からどのような企業運営をしていくかを選択し、実行していくことが必要になってくる。

このような企業側のニーズに

応えるため、中小企業法務にも詳しい講師に登壇していただく。

◆訴訟分野

テーマ「動産登記及び債権譲渡登記の改正について」

講師 高須順一（弁護士）

趣旨 経済界からの要望に応える形で動産登記制度が創設及び債権譲渡登記法の改正がなされることになった。

新たな登記制度という点からは司法書士にとって不可欠である。また、中小企業のキャッシュフロー、債権の保全や回収といった点からも有用なこの制度を実際にどのように利用していけば実効的であるかを、今までの現状と改正法後の展望をふまえて実務に精通しており、本研修会二度目となる高須弁護士に講義していただく。

◆家族・相続分野

テーマ「子どもの人権」

講師 川村百合（弁護士）

趣旨 今回は、子どもの人権に関する講義をテーマに選択した。私たちが扱う家族に関する法律問題についても、親権や養育費、面接交渉権など直接子どもの人権に関わるものが少なくない。しかし、子どもの人権に配慮し、十分に意思の疎通を図ったうえで問題の解決にあたるべきである。

◆消費者・倒産分野

テーマ「改正破産法」

講師 溝呂木雄浩（弁護士）

趣旨 改正破産法が、本年一月一日から施行され、改正法についてのは知識は十分であろうかと思われる。しかし、私たちが扱

う破産事件は同時廃止事件がほとんどで、改正法に関する知識もその分野に限定されているのではなからうか。

管財事件や否認権・相殺権が問題となる事例を扱うことは少ないのが実情であるが、これらの知識なくしては、破産事件を受任することはできないであろう。

今回は、破産法の改正内容のみにとどまらず、改正法施行後の運用もある程度定着したと思われるので、その点についても講義していただく予定である。

※会場の都合上、受講希望者が定員を上回る科目については先着順とし、一部の方に受講課目の変更をお願いする場合があります。また、講義内容等是一部変更する場合がありますので、ご了承ください。
※申込方法は、所属の司法書士会にお問い合わせください。

Viva! Estudio 中央研修所から

平成17年度研修事業の 実施にあたり

常任理事（研修担当）
高橋 清人

第六六回定時総会を終えて息

をつくまもなく、研修担当常任

理事として、第二次中村執行体

制の中枢を支えることになった。

研修部門は、かつて中央研修所

の所長として、また常任理事と

して務めた経験のある私自身に

とって懐かしい古巣ではあるが、

日司連を離れていた間や、夢中

で常務理事を務めていたこの二

年間、再び研修に携わることにな

らるうとは思っていなかった。

この間、研修事業と司法書士

をとりまく環境の変化には目を

みはるものがあり、少々心もと

ない部分もある。しかし、ここ

で気分を新たに、新執行体制の

もと大胆かつ真剣に、新時代にお

ける研修事業の諸課題に取り

組み前進したいと考えている。

* 以下、すでに今年度の日司連

の事業計画でお示ししたとおり

ではあるが、研修事業計画全般

について補足を加え、研修事業

への会員諸兄弟のご理解と積極

会員研修事業

日司連は、司法書士がその社

会的使命を果たすための職業倫

理の保持を目的として、今年度

より年次制研修を開始する。

年次制研修は、平成一三年七

月一日に施行された「日司連会

員研修規則」において単位制研

修とともに定められたが、実施

は平成一四年四月一日からとさ

れていた。しかし、翌年には特

別研修の開催が予定されており、

各会の研修担当者がその準備等

に忙殺されることが予想された

ため、年次制研修のみ実施に至

らなかった。その後、平成一六

年度の定時総会において「日司

連会員研修規則」を改正し、年

次制研修への参加義務について

規定したうえで、「日司連会員

研修実施要領」を改正し、年次

制研修を実施するための諸規定

を整備してきたところである。

年次制研修は、毎年全会員の

Viva! Estudio

「ビバ! エストウド」とは、ポルトガル語で「勉強万歳!」の意味です。

うち約五分の一の会員に参加が義務づけられる研修であり、対象者を一律に指定するなど従来の会員研修とは性格が大きく異なる。平成一四年改正司法書士法施行後の司法書士にとって必要不可欠な研修であるとともに、制度的に継続していくことが必須の研修である。今年度の年次制研修を成功に導き、継続研修として定着するための第一歩としたい。

本年七月二三日には日司連主催により「第一回日司連年次制研修会」が開催された。これは、東京会場（日司連ホール）を発信会場とし、全国四〇の司法書士会を同時中継により結んで実施したライブ研修であり、各会では中央発信講義終了後、一〇名程度のグループに分かれて倫理に関する事例問題についてディスカッションを行った。会によって事情は異なるが、当日参加できなかった会員には、司法書士会でのビデオ研修等も

予定されている。定員内であればブロック会や他の司法書士会での受講も可能なので、今年度の受講対象会員には、ぜひ当該年度中の受講をお願いしたい。

*

このほか日司連が行う研修事業は特定分野研修会と中央研修会、法令一斉研修会の三つである。動産・債権担保制度の新設、境界確定手続の導入など、業務拡大に直結する法改正が予定される今年度は、これらの改正に対応する研修が必要である。

それぞれ性格づけの違う研修であるが、中央研修所においては、新分野の業務に対応するため、より機動的な研修テーマの設定に努めるとともに、会員研修事業全般について抜本的な改革への検討を行い、より効果的効率的な研修システムの構築に努めたい。

新人研修事業の再構築

平成一七年度中央新人研修は、

前期日程と後期日程に分け、前期日程を関東地区一カ所で、後期日程は第五回特別研修と同会場（全国六地区の複数会場）で開催する予定である。司法書士特別研修の前段で受講すべき研修として中央新人研修を位置づけ、日程及びカリキュラムの整理を行うとともに、後期日程の研修会場を特別研修の会場と同一とすることによって、一会場を受講者を減らし研修効果を挙げること、及び受講者の負担軽減を図ることとした。

将来は、両研修の一元化を図りたい。

研修制度に関する調査・研究

従来検討してきた専門家養成研修制度を平成一八年度より具体化するにあたり、特定の業務分野における専門家養成のための研修教材並びに会の相談事業との連携の仕組み等について検

討する。

研修システムの総合的検討

会員研修の成果をビデオ等に収録して頒布あるいはインターネットを利用したオンデマンド配信を行うなど、一回限りの研修にとどまらず、研修の成果物を再利用することによって、会員に対し、より多くの研修の機会を提供するよう研修教材ストックの充実に努める。また、研修ライブ러리構想（仮称）の検討を始める。

重点事業に対応した研修事業の企画及び実施

不動産登記法あるいは会社法の改正等に伴う研修や簡裁訴訟代理関係業務の実践能力の向上を図るための研修等、司法書士業務に関係する研修会を企画し、中央研修所等との連携を図りながら実施する。

高齢者・障害者の虐待防止法案 に対する提言

社団法人 成年後見センター・リーガルサポート
副理事長 前田 稔

当社は、平成17年6月14日、参議院議員会館で開催された日本成年後見法学会主催による「高齢者、障害者等虐待防止法案に成年後見制度の活用の具体化を求める集会」において弁護士、社会福祉士とともに下記の提案をいたしました。

* * *

わが国は近い将来、歴史上経験のない超高齢社会へ入って行きます。これは65歳以上の高齢者が全人口の25%以上となる社会を意味します。また、現在数百万人に及ぶ障害者を取り巻く環境も、介護従事者の不足・地域における支援体制の不足、障害者への偏見等様々な問題を抱えています。そして現在、高齢者・障害者への人権侵害とされる「虐待」が、家族によって、あるいは施設内において多数行われているといわれています。

実際に発覚した事件でも、石川の高齢者施設での傷害致死事件や水戸の知的障害者施設での暴行事件など、枚挙にいとまがありません。

また、後見人に就任した司法書士からも、同居している実の娘から暴行を受けた高齢者の身体・財産を守った例などが報告されています。

われわれは、成年後見制度の活用が、高齢者や障害者への虐待の防止と、なされた人権侵害からの救済、そして被害者たる高齢者や障害者の個人の尊厳の回復において、きわめて有用な手段であることを確信するものです。

その理由は以下のとおりです。

記

- 1 成年後見人等に与えられた契約取消権・同意権の権限によって、「経済的虐待(搾取)」を防止することが可能になります。
- 2 高齢者・障害者への施設内の虐待(身体の拘束等の身体的虐待や言葉による暴力や無視等の精神的虐待など)においても、成年後見人等の存在によって、施設の介護・世話の放棄・放任等を防止することが可能です。

- 3 成年後見人等は認知症の高齢者・重度の障害者をはじめとする「声なき声」を代弁します。施設や介護事業者等に対して、サービスの改善等を求めることができます。
- 4 成年後見人等は高齢者・障害者へなされた権利侵害の回復を請求することができます。
- 5 家族が虐待との意識なく虐待をしている場合、専門家後見人を通じて、親族間の調整をすることができます。
- 6 成年後見人等が高齢者・障害者の最善の利益に沿った後見執務を行うことで、虐待そのものの発生が防止されます。

これらの認識に立ち、われわれは以下の事項を提言します。

記

- 1 国会は高齢者と障害者を総合した虐待防止法を創設すること。

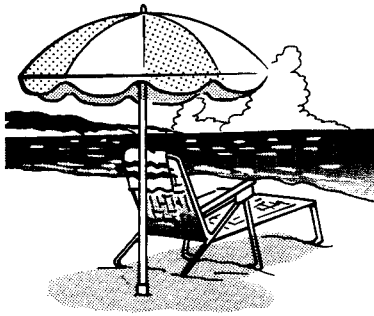
現在二つの法案が策定中であると聞きますが、高齢者への虐待も障害者への虐待も、その態様と本質は同一と考えられます。したがって、別々の法律にする必要はまったくないと考えるからです。また、拙速ではなく、十分な審議のもと、現実に活用でき実効性に優れた法律の創設を望みます。
- 2 介護保険制度改革により、市町村における権利擁護事業が必須事業になることに鑑み、虐待防止法の中に、この事業と接続させる条項を設置すること。

また、今後設立される「地域包括支援センター」との連携、成年後見制度の活用を明文化すること。
- 3 虐待を発見した場合の相談先として「日本司法支援センター」を加えること。

また、相談を受けた「日本司法支援センター」は、「地域包括支援センター」等と連携・協力し、被害者の救済にあたること。

これによって、弁護士・司法書士等の法律家との接続が容易になり、虐待を発見した者の通報先の選択肢も増えることとなります。
- 4 将来的には家庭裁判所における後見開始等の職権発動も視野にいれること。

これは諸外国においてはすでに実現していることです。



〔申込方法〕

- ①購入を希望される方は、「月報司法書士読者」と明記のうえ送付先住所・氏名（所属会）・電話番号を記入し、直接、出版社あて必ず郵送かファックスでお申し込みください。
- ②出版社より直接、送本ののち、振替用紙等で代金を支払ってください。
- ③定価及び頒布価格につきましては、出版社により表示形態が異なりますので、ご了承ください。
- ④書籍の内容、発送に関するお問い合わせは、直接、出版社へお願いします。
- ⑤締切〓平成17年9月15日（木）締切日以降のお申し込みについては、割引価格にならない場合があります。

①『保証契約の法律相談』

〔改訂増補版〕

河野玄逸・北秀昭編/A5判・六二〇頁/平成一七年五月二五日発行/株青林書院刊

定価五五六五円（税込）

↓頒布価格五〇〇九円

（税・送料込）

本年四月施行の新・保証制度に基づく最新のQ&A実務解説書。弁護士、公認会計士、練達の金融実務家が、法律問題はもとより税務・会計処理に関する問題を簡潔・平易に解説する。他に類を見ない充実の全九七問。

◆①の申込先

株青林書院 担当 高橋
〒一一一〇〇三三
東京都文京区本郷六一四一七
☎〇三―三八一五―五八九七
FAX〇三―三八一四―一三一六
e-mail eigyo@seirin.co.jp

②『早わかり会計参与制度』

宮口定雄著/A5判・一一二頁/平成一七年六月一五日発行/株清文社刊

定価一〇五〇円（税込）

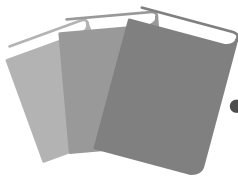
↓頒布価格九四五円

（税・送料込）

本書は、「会社法」創設によりすべての会社に任意に設置することが可能となる「会計参与」について、その制度を図表やQ&Aを交えてわかりやすく解説するとともに、会社法の改正前と改正後を対比させた新旧対照表を掲載した。

◆②の申込先

株清文社 担当 三馬
〒一〇一〇〇四八
東京都千代田区神田司町
二一八―四（吹田屋ビル）
☎〇三―五二八九―九九三二
FAX〇三―五二八九―九九一七



③ 『司法書士の新展開』

江藤价泰ほか編/A5判・三三二頁/平成一七年六月二五日発行/㈱日本評論社刊

定価二四一五円(税込)

↓頒布価格二一七四円

(税・送料込)

簡裁代理権、成年後見などで

職域が大きく広がった司法書士の世界。しかし、不動産登記法改正、オンライン申請など法制度の整備や不動産取引の変容など取り巻く環境も大きく変わっている。本書は司法書士の最前線で何が起こり、司法書士たちはどう対応しているかを最新の情報を交えて分析・展望する。

◆③の申込先

㈱日本評論社 販売部 上田

〒一七〇一八四七四 東京都豊島区南大塚三一―二―四

TEL〇三―三九八七―八六二一

FAX〇三―三九八七―八五九〇

④ 『新不動産登記の実務と書式』

司法書士登記実務研究会編/A5判・五〇七頁/平成一七年六月一日発行/㈱民法法研究会刊

定価四二〇〇円(税込)

↓頒布価格三九〇〇円

(税・送料込)

平成一七年三月施行の新不動産登記法下の実務について、日本司法書士会連合会登記制度対策本部のメンバーらが、一二二に及ぶ豊富な書式例で、登記申請書・本人確認情報・登記原因証明情報の作成方法とノウハウを具体的に明示し、あらゆる実務に対応できるようにした実践的引書!

◆④の申込先

㈱民法法研究会 担当 安倍

〒一五一―〇〇七三

東京都渋谷区笹塚二―一八―三

エルカクエイ笹塚ビル六階

TEL〇三―五三五―一五七二

FAX〇三―五三五―一五七二

⑤ 『家事事件手続法』

梶村太市・徳田和幸編/A5判・五五二頁/平成一七年六月一日発行/㈱有斐閣刊

定価四二〇〇円(税込)

↓頒布価格三八〇〇円

(税・送料込)

家事調停・人事訴訟・家事審判を一冊で解説。二〇〇四年四月から新たに施行されている人事訴訟法の解説も充実。最高の執筆陣が実務上の様々な問題点について判断の拠り所を与えている。

◆⑤の申込先

㈱有斐閣 営業部 田中

〒一〇一―〇〇五一 東京都千代田区神田神保町二―一七

TEL〇三―三二六五―六八一

FAX〇三―三二六二―八〇三五

⑥ 『注釈司法書士法』

(第二版)

小林昭彦・河合芳光著/A5判・六四八頁/平成一七年三月一日発行/㈱テイハン刊

定価六四〇〇円(税込)

↓頒布価格六〇八〇円

(税・送料込)

簡易裁判所の事物管轄の上限が九〇万円から一四〇万円となり法務大臣認定の司法書士が行うことができる業務の範囲が広がり、さらに司法書士法についても平成一七年一月一日から同年四月一日の間に発効した諸法の規定によった改正を盛り込み、解説をし、若干の訂正を加え第二版とした。

◆⑥の申込先

㈱テイハン

〒一三―〇〇三三

東京都文京区本郷五―一―三

TEL〇三―三八一―一五三二

FAX〇三―三八一―一五五四

■連合会日誌（7月）

4（月）第1回登録常務会
6（水）常務執行予定者打合せ

13（水）第2回理事会

14（木）第1回研修部門・中央

研修所正副所長合同会議

15（金）月報司法書士の発行に

関する打合せ

20（水）総研第6回訴訟制度研

究第1部会（知財分野）

21（木）第2回登録常務会、第

1回登記制度対策本部

22（金）第1回広報部門会議

23（土）平成17年度第1回年次

制研修会

26（火）～27（水）監査会・第

1回中間監査

28（木）第1回組織財政改革対

策本部

29（金）第1回司法制度対策本部

30（土）～31（日）「日司連A

が設置するアクセスポイント
に関する法務省総合法律支援
準備室との打合せ（中理事）
12（火）マネーロンダリングに
関する法務省民事局との打合
せ（宮前専務理事他）

14（木）日本司法支援センター

の愛称・ロゴ等に関する法務

省総合法律支援準備室との打

合せ（大西常務理事）

20（水）補助者証に関する法務

省民事局との打合せ（宮前専

務理事他）、自民党司法制度

調査会「法曹養成・法曹教育

及び資格試験のあり方に関す

る小委員会」出席（大西常務

理事他）

21（木）オンライン申請の際の問

題点等に関する法務省民事局

との打合せ（細田副会長他）、

補助者証に関する法務省民事

局との打合せ（宮前専務理事

他）

22（金）特別研修に関する最高

裁との打合せ（山口副会長他）、

申請書作成支援ソフトに関す

る法務省からの説明聴取（細

田副会長他）、第1回市街地
内の敷地の合理的利用に関す
る研究会（国土交通省）出席
（猪股常任理事）

25（月）日本司法支援センターに

関する協議会傍聴（早川理事）

26（火）日本司法支援センター

における民事法律扶助業務に

関する打合せ（早川理事）

28（木）筆界特定制度に関する

法務省からの説明聴取（細田

副会長他）、登記オンライン

申請状況に関する内閣ＩＴ室

からのヒアリング対応（細田

副会長他）

●月報 司法書士 No.402

定価 250円 発行 平成17年8月10日

発行者 日本司法書士会連合会

〒160-0003 東京都新宿区本塩町9-3

TEL 03-3359-4171 (代)

FAX 0120-55-2059 (総合案内)

http://www.shiho-shoshi.or.jp/

編集 月報発行委員会

印刷 あかつき印刷株式会社 *不許複製